

岡山県農業共済組合連合会保険規程

目 次

第1章 総則（第1条）	2
第2章 保険事業	2
第1節 通則（第2条～第19条の2）	2
第2節 農作物共済に係る保険事業（第20条～第30条）	5
第3節 家畜共済に係る保険事業（第31条～第40条）	8
第4節 果樹共済に係る保険事業（第41条～第52条）	11
第5節 畑作物共済に係る保険事業（第53条～第64条）	14
第6節 園芸施設共済に係る保険事業（第65条～第75条）	17
第7節 任意共済に係る保険事業（第76条～第84条）	19
第3章 共済事業	21
第1節 建物共済（第85条～第121条）	21
第2節 建物共済の特約	33
第1款 新価特約（第122条～第126条）	33
第2款 臨時費用担保特約（第127条～第129条）	36
第3款 費用共済金不担保特約（第130条）	37
第4款 収容農産物補償特約（第131条～第135条）	37
第5款 継続申込特約（第136条・第137条）	38
第6款 共済掛金等分割払特約（第138条～第141条）	38
第7款 自動継続特約（第142条・第143条）	39
第3節 農機具共済	40
第1款 通則（第144条～第173条）	40
第2款 農機具損害共済（第174条～第182条）	48
第3款 農機具更新共済（第183条～第195条）	51
第4節 農機具共済の特約	54
第1款 付保割合条件付実損填補特約（第196条～第198条）	54
第2款 臨時費用担保特約（第199条～第201条）	54
第3款 継続申込特約（第202条・第203条）	56
第4款 共済掛金等分割払特約（第204条～第207条）	56
第5款 自動継続特約（第208条・第209条）	57
第6款 地震等担保特約（第210条・第211条）	58
第5節 大規模自然災害等発生時の特例	58
第1款 建物共済（第211条の2～第211条の5）	58
第2款 農機具共済（第211条の6～第211条の9）	59
第4章 損害評価会及び損害評価員（第212条～第218条）	62
第5章 家畜診療所及び生産獣医療支援センター（第219条～第221条）	63
第6章 雑則（第222条）	64
附 則	64

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この規程は、この連合会が農業災害補償法（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）に基づいて行う保険事業及び共済事業に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 保険事業

第1節 通 則

(事務費の賦課)

第2条 この連合会は、毎事業年度、この連合会が必要とする事務費予定額から法第14条の規定による国庫の負担に係る部分の金額その他の収入予定額に相当する金額を差し引いて得た金額の事務費を会員に賦課するものとする。

2 前項の賦課は、次の方式によりするものとし、賦課総額及び賦課単価等は、総会で定める。

- (1) 水稻共済割
- (2) 麦共済割
- (3) 家畜共済割
- (4) 果樹共済割
- (5) 畑作物共済割
- (6) 園芸施設共済割

3 会員たる農業共済組合が行う任意共済の事務費の賦課額は、建物共済にあつては建物火災共済又は建物総合共済ごと、農機具共済にあつては農機具損害共済又は農機具更新共済ごと（以下「任意共済の種類」と総称する。）の保険金額に任意共済の種類ごとに総会で定める一定の率を乗じて得た金額とする。

4 前項の規定にかかわらず、会員たる農業共済組合がその共済規程で定めた収容農産物補償特約をする場合における建物総合共済の事務費の賦課額は、前項の金額に総会で定める金額を加えた金額とする。

5 第1項の規定による賦課金（以下「賦課金」という。）の払込期限等は、総会で定める。

6 賦課金の払込みの告知は、払い込むべき金額、払込期日及び払込場所を記載した書面をもってするものとする。

(督促)

第3条 この連合会は、農作物共済に係る保険料又は賦課金を滞納する会員がある場合には、督促状により、期限を指定して、これを督促するものとする。

2 前項の規定による督促は、民法（明治29年法律第89号）第153条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有するものとする。

(延滞金)

第4条 この連合会は、保険料（共済掛金が分割して会員に払い込まれる場合にあつては、その払込みがあるごとに、保険料に分割払込額の共済掛金に対する割合を乗じて得た金額とする。この条、第5条、第16条、第36条、第46条、第58条、第70条及び第80条において同じ。）又は賦課金を滞納する者から、滞納に係る保険料又は賦課金の額につき年10.75パーセントの割合で、払込期限の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収するものとする。

- 2 滞納に係る保険料又は賦課金の金額が2千円未満であるときは延滞金は徴収せず、当該金額に1千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて計算するものとする。
- 3 前2項の規定により計算した金額が1千円未満であるときは延滞金は徴収せず、当該金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 この連合会は、特別の事由があると認めるときは、第1項の規定による延滞金を減免することができる。

(保険料等に関する権利の消滅時効)

第5条 保険料若しくは賦課金又はこれらに係る延滞金を徴収する権利、保険料の返還又は払いもどしを受ける権利及び保険金の支払を受け、又はその返還を受ける権利は、3年間これを行わないときは、時効によって消滅する。

(保険金請求権の譲渡し及び差押えの禁止等)

第6条 保険金の支払を受ける権利は、これを譲り渡し、又は差し押えることができない。
2 会員は、この連合会に支払うべき保険料及び賦課金について相殺をもってこの連合会に對抗することができない。

(保険金の最低額)

第7条 この連合会が会員に対して支払う保険金の金額は、この連合会が政府から支払を受けた再保険金の金額を下らないものとする。

(損害防止の指導義務)

第8条 会員は、共済目的について、通常すべき管理その他の損害防止についてその組員等を指導しなければならない。

(損害防止の処置の指示)

第9条 この連合会は、会員に、損害防止のため特に必要な処置をすべきことを指示することができる。この場合には、会員の負担した費用は、この連合会の負担とする。

(損害防止施設)

第10条 この連合会は、家畜診療所のほか、損害の防止のため必要な施設をすることができる。

(立入調査権)

第11条 この連合会は、損害の防止又は認定のため必要があるときは、いつでも、共済目的のある土地又は工作物に立ち入り、必要な事項を調査することができる。

(通知義務)

第12条 会員は、共済事故が発生したときは、遅滞なく、その旨を連合会に通知しなければならない。

(損害の認定)

第13条 この連合会が支払うべき保険金に係る損害の額の認定は、法第132条第1項において準用する法第98条の2の農林水産大臣が定める準則に従ってするものとする。

(損害評価会の意見聴取)

第14条 この連合会は、その支払うべき農作物共済、果樹共済又は畑作物共済に係る保険金に係る損害の額を認定するに当たっては、あらかじめ損害評価会の意見を聴くものとする。

(保険金の仮渡し)

第15条 この連合会は、保険金の仮渡しをすることができる。

- 2 前項の規定により仮渡しをする金額の総額は、この連合会が政府から受けた再保険金の

概算払の金額を下らないものとする。

(保険金の支払の免責)

第 16 条 次の場合には、この連合会は、保険金の全部又は一部につき、支払の責めを免れることができる。

- (1) 会員が法令又は共済規程若しくは共済事業の実施に関する条例（以下「共済規程等」という。）に違反して共済金を支払ったとき。
- (2) 会員が損害額を不当に認定して共済金を支払ったとき。
- (3) 会員がその共済規程等に違反して共済関係を成立させ、又は消滅させなかったとき。
- (4) 会員が正当な理由がないのに保険料の払込みを遅滞したとき。
- (5) 会員が第 21 条、第 32 条、第 42 条、第 54 条、第 66 条若しくは第 77 条の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。
- (6) 会員が第 12 条、第 26 条、第 37 条、第 47 条、第 59 条、第 71 条若しくは第 81 条の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。
- (7) 会員が第 8 条の規定による指導を怠ったとき。
- (8) 会員が第 9 条の規定による指示に従わなかったとき。

2 この連合会は、会員が植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号）の規定に違反した場合には、当該違反行為の結果通常生ずべき損害の額については、会員に対して保険金の支払の義務を有しない。

(危険の減少)

第 16 条の 2 保険関係の成立後に、当該保険関係によりてん補することとされる損害の発生の可能性が著しく減少したときは、会員は、この連合会に対し、将来に向かって、保険料について、減少後の当該損害の発生の可能性に対応する保険料に至るまでの減額を請求することができる。

(保険関係の無効の場合)

第 17 条 次の場合には、保険関係の全部若しくは一部は無効となり、又は失効する。

- (1) 会員の有する共済関係が無効となり又は失効したとき。
- (2) 会員がその資格を喪失したとき。

第 18 条 保険関係の無効、失効又はこの連合会が保険金支払の責めを免れる場合においても、既に受取った保険料は返還しない。ただし、無効の場合において、会員が善意であつて、かつ、重大な過失がなかった場合は、この限りでない。

(第三者に対する権利の取得)

第 19 条 この連合会は、保険金の支払を行ったときは、次に掲げる額のうちいずれか少ない額を限度として、共済事故による損害が生じたことにより会員が取得する債権(以下この条において「会員債権」という。)について当然に会員に代位する。

- (1) この連合会が支払った保険金の額
- (2) 会員債権の額（前号に掲げる額が保険関係によりてん補すべき損害の額に不足するときは、会員債権の額から当該不足額を控除した残額）

2 前項の場合において、同項第 1 号に掲げる額が保険関係によりてん補すべき損害の額に不足するときは、会員は、会員債権のうちこの連合会が同項の規定により代位した部分を除いた部分について、当該代位に係るこの連合会の債権に先立って弁済を受ける権利を有する。

(保険関係成立時の書面交付)

第19条の2 この連合会は、各共済に係る保険関係が成立した場合であつて、会員が次に掲げる事項を記載した書面の交付を求めたときは、遅滞なく、会員に対し、当該書面を交付しなければならない。

- (1) 連合会の名称
- (2) 会員の名称
- (3) 保険事故
- (4) 保険責任期間の始期及び終期
- (5) 保険金額
- (6) 保険目的を特定するために必要な事項
- (7) 保険料及び賦課金並びにその支払の方法
- (8) 第12条第1項、第21条第2項、第26条第1項及び第2項、第30条第4項、第32条第2項、第37条、第42条第2項、第47条第1項及び第2項、第52条第3項、第54条第2項、第59条第1項及び第2項、第64条第3項、第66条第2項、第71条、第75条第3項、第77条第2項、第81条の通知等をすべき事項
- (9) 保険関係の成立年月日
- (10) 書面を作成した年月日

2 前項の書面には、連合会長が署名し、又は記名押印しなければならない。

第2節 農作物共済に係る保険事業

(保険関係)

第20条 この連合会の会員たる組合等とその組合員又はその市町村の共済事業の実施区域内に住所を有する水稻若しくは麦の耕作の業務を営む者若しくはその構成員のすべてが当該実施区域内に住所を有する法第16条第1項の農作物共済資格団体との間に農作物共済の共済関係が存するときは、共済目的の種類ごと及び農作物共済の共済事故等による種別(法第107条第1項の農作物共済の共済事故等による種別をいう。以下同じ。)ごとに、この連合会と会員との間に、当該共済関係に係る共済責任を一体としてこれにつき農作物共済に係る保険事業の保険関係が存するものとする。

(引受通知書)

第21条 会員は、毎年、農作物共済について共済責任期間の開始後遅滞なく、次の事項を記載した引受通知書をこの連合会に提出しなければならない。

- (1) 会員の名称又は略称
- (2) 共済目的の種類及び農作物共済の共済事故等による種別
- (3) 共済金額
- (4) 共済掛金
- (5) その他共済関係を明らかにすべき事項

2 前項の規定により通知した事項に変更を生じたときは、会員は、遅滞なくその旨をこの連合会に通知しなければならない。

(保険金額)

第22条 農作物共済に係る保険金額は、共済目的の種類ごと、農作物共済の共済事故等による種別ごと及び会員ごとに次の金額を合計して得た金額とする。

- (1) 総共済金額から、総共済金額に法第107条第3項第1号の農作物通常標準被害率

を乗じて得た金額（以下「農作物通常責任共済金額」という。）を差し引いて得た金額（以下「農作物異常責任保険金額」という。）

(2) 農作物通常責任共済金額に法第 123 条第 1 項第 1 号口の農林水産大臣が定める割合(以下「農作物通常責任保険歩合」という。)を乗じて得た金額

(保険料)

第 23 条 農作物共済に係る保険料は、共済目的の種類ごと、農作物共済の共済事故等による種別ごと及び会員ごとに、次の金額を合計したものとする。

(1) 総共済金額に法第 107 条第 3 項第 2 号の農作物異常共済掛金標準率（以下「農作物異常共済掛金標準率」という。）を乗じて得た金額

(2) 共済掛金の合計金額から前号に掲げる金額を差し引いて得た金額に農作物通常責任保険歩合を乗じて得た金額

第 24 条 会員は、農作物共済について、共済目的の種類ごと及び農作物共済の共済事故等による種別ごとに、前条に規定する保険料に相当する金額が会員の当該共済目的の種類及び農作物共済の共済事故等による種別に係る農業災害補償法施行令（昭和 22 年政令第 299 号。以下「令」という。）第 1 条第 1 項の農作物交付対象負担金額（当該共済目的の種類及び農作物共済の共済事故等による種別に係る保険料の一部に充てるための補助金がある場合にあっては、当該農作物交付対象負担金額及び当該補助金の金額）を超えるときは、当該保険料の一部に充てるため、その超える部分の金額をこの連合会に払い込むものとする。

(保険料の払込期限及びその徴収方法)

第 25 条 会員は、農作物共済について、その共済規程等で定めた共済掛金払込期限後 2 週間以内に、当該農作物共済に係る保険料をこの連合会に払い込まなければならない。

2 第 2 条第 6 項の規定は、農作物共済に係る保険料の払込みの告知について準用する。

(損害の通知)

第 26 条 会員は、農作物共済について保険金の支払を受けるべき損害があると認めたときは、損害発生後遅滞なく次に掲げる事項をこの連合会に通知しなければならない。

(1) 共済目的の種類及び農作物共済の共済事故等による種別

(2) 被害地区

(3) 災害の種類

(4) 共済金の支払見込額

(5) 被害程度別面積の概数

(6) その他災害の状況を明らかにすべき事項

2 会員は、農作物共済について収穫期において当該共済目的の種類ごとの損害が確定するに至ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項をこの連合会に通知しなければならない。

(1) 共済目的の種類及び農作物共済の共済事故等による種別

(2) 当該責任期間中に発生した災害の種類

(3) 農作物共済減収量（法第 106 条第 1 項第 1 号に掲げる金額を共済金額とする農作物共済にあっては、共済事故による耕地ごとの共済目的の減収量が、当該耕地ごとの基準収穫量（会員が法第 109 条第 4 項の規定により農林水産大臣が定めた準則に従って定めた基準収穫量をいう。以下この節において同じ。）の農業災害補償法施行規則（昭和 22 年農林省令第 95 号。以下「規則」という。）第 28 条の 2 の規定により会員たる組合等が定めた割合又は会員たる組合等の組合員等が申し出た割合を超

えた場合におけるその超えた部分の数量を会員ごとに合計したものをいう。以下この節において同じ。) 及びその農作物共済減収量に係る被害面積並びに法第 150 条の 3 の 2 に規定する農作物共済にあっては、当該農作物の減収量 (規則第 47 条の 8 第 1 項の規定に基づき農林水産大臣の定める方法により一定の調整を加えた後の数量をいう。以下この節において同じ。)、生産金額の減少額 (会員たる組合等の組合員等ごとに当該組合員等の当該農作物共済の共済目的の種類に係る特定農作物共済限度額 (法第 150 条の 3 の 3 第 1 項の特定農作物共済限度額をいう。以下この節において同じ。)) からその農作物の生産金額 (法第 150 条の 3 の 4 の生産金額をいう。)) を差し引いて得た金額を会員ごとに合計したものをいう。以下この節において同じ。) 及び当該生産金額の減少額に係る組合員等の数

(4) 共済金の支払見込額

(5) その他保険金の金額の決定に必要な事項

(保険金の請求)

第 27 条 会員は、農作物共済について支払うべき共済金の金額が確定したときは、遅滞なく、保険金の金額の算出の基礎を記載した書面 (以下「損害評価書」という。)) を添えて、保険金の支払請求書をこの連合会に提出しなければならない。

(保険金の支払額)

第 28 条 この連合会の支払うべき農作物共済に係る保険金は、共済目的の種類ごと、農作物共済の共済事故等による種別ごと及び会員ごとに、次の金額とする。

(1) 会員が支払うべき共済金の総額が農作物通常責任共済金額以下である場合にあつては、会員が支払うべき共済金の総額に農作物通常責任保険歩合を乗じて得た金額

(2) 会員が支払うべき共済金の総額が農作物通常責任共済金額を超える場合にあつては、その超える部分の金額と農作物通常責任共済金額に農作物通常責任保険歩合を乗じて得た金額とを合計して得た金額

(保険金支払額及び減収量の公告)

第 29 条 この連合会は、保険金の支払額の決定後遅滞なく、会員ごとに、保険金の支払額及び農作物共済減収量 (法第 150 条の 3 の 2 に規定する農作物共済に係るものにあつては、農作物の減収量及び生産金額の減少額) を公告するものとする。

(連合会特別交付金)

第 30 条 会員は、農作物共済について法第 95 条後段に規定する費用を負担し、法第 96 条に規定する施設をし、又は無事戻しをしようとする場合には、共済目的の種類ごとに、毎事業年度、この連合会に対し、当該事業年度の前各事業年度に属する各事業年度 (共済事業を行う市町村にあつては、各会計年度) において規則第 24 条第 1 項の規定により無事戻しの限度とされる金額に相当する金額を無事戻ししたとすれば当該事業年度 (共済事業を行う市町村にあつては、当該会計年度) において同項の規定により無事戻しの限度とされる金額の合計金額 (以下この条において「農作物無事戻限度額」という。)) に当該事業年度の前 3 事業年度に属する各事業年度 (共済事業を行う市町村にあつては、各会計年度) の共済掛金のうちの組合員等の負担に係る部分の金額の合計額を重みとして当該各事業年度 (共済事業を行う市町村にあつては、各会計年度) の農作物通常責任保険歩合を算術平均して得た率 (以下この条において「平均農作物通常責任保険歩合」という。)) を乗じて得た金額を限度として、毎年 7 月 10 日までに、連合会特別交付金の交付を請求することができる。

- 2 この連合会は、農作物無事戻限度額に代えて、総会の議決を経て、共済目的の種類ごとに、農作物無事戻限度額未満の金額を定めることができる。この場合において、前項の連合会特別交付金の交付の請求の限度は、その定めた金額に平均農作物通常責任保険歩合を乗じて得た金額とする。
- 3 会員たる共済事業を行う市町村又は事業承継組合（規則第 24 条第 4 項の事業承継組合をいう。以下同じ。）は、農作物共済について法第 95 条後段に規定する費用を負担し、法第 96 条に規定する施設をし、又は無事戻しをしようとする場合には、共済目的の種類ごとに、この連合会に対し、移譲組合（規則第 24 条第 3 項の移譲組合をいう。以下同じ。）又は事業廃止市町村（規則第 24 条第 4 項の事業廃止市町村をいう。以下同じ。）の行った当該共済目的の種類ごとの農作物共済事業を当該共済事業を行う市町村又は事業承継組合が行ったものとして前 2 項の規定の例により算定した額を限度として、毎年 7 月 10 日までに、連合会特別交付金の交付を請求することができる。
- 4 会員は、毎年 4 月 20 日までに、連合会に対し、農作物無事戻限度額に平均農作物通常責任保険歩合を乗じて得た金額を通知するものとする。
- 5 この連合会は、第 1 項又は第 3 項の規定による請求があったときは、当該請求に係る金額（当該共済目的の種類ごとに、会員の当該請求に係る金額の合計金額が、当該共済目的の種類に係る特別積立金の金額を超えるときは、その金額を会員ごとの当該請求に係る金額によりあん分した額）を連合会特別交付金として交付するものとする。

第 3 節 家畜共済に係る保険事業

（保険関係）

第 31 条 この連合会の会員たる組合等と、その組合員又は家畜共済資格者（法第 111 条の 3 第 1 項の家畜共済資格者をいう。以下同じ。）との間に家畜共済の共済関係が存するときは、この連合会と会員との間に当該共済関係につき家畜共済に係る保険事業の保険関係が存するものとする。

（引受通知書）

第 32 条 会員は、毎月、家畜共済について、次の事項を記載した引受通知書をこの連合会に提出しなければならない。

- （1） 会員の名称又は略称
- （2） 共済目的の種類
- （3） 共済金額
- （4） 共済掛金及び共済掛金を分割して払い込むことを認めたときはその旨
- （5） その他共済関係を明らかにすべき事項

2 前項の規定により通知した事項に変更を生じたときは、会員は、遅滞なくこの連合会に通知しなければならない。

（保険金額）

第 33 条 家畜共済に係る保険金額は、その共済金額の 100 分の 80 に相当する金額とする。

（保険料）

第 34 条 家畜共済に係る保険料は、次の金額を合計したもの（法第 112 条第 2 項ただし書の規定により会員がその共済規程等で別段の定めをした共済掛金期間に係るものにあつては、その合計したものに法第 124 条第 3 項の農林水産大臣の定める係数を乗じて得た金額）とする。

(1) 保険金額に、第 38 条第 1 項第 1 号の保険金を支払う保険関係にあつては会員がその共済規程等で定めた共済掛金率から会員がその共済規程等で定めた法第 115 条第 1 項第 3 号の率（包括共済関係に係る家畜共済でその共済目的が 2 以上の共済目的の種類にわたるもの（以下「多種包括共済」という。）に係る保険関係については、会員がその共済規程等で定めた共済掛金率のうち、当該多種包括共済の共済関係に係る家畜で当該会員との間に当該共済関係の存する者が当該共済掛金期間の開始の時（その共済掛金期間開始の後法第 114 条第 4 項の規定による共済金額の増額が行われた場合にあつては、その増額が効力を生じた時）において現に飼養しているものの価額の共済目的の種類ごとの合計額を重みとして、当該会員がその共済規程等で定めた当該共済目的の種類ごとの法第 115 条第 1 項第 3 号の率を算術平均した率、同条第 7 項又は第 8 項の規定により会員がその共済規程等で当該多種包括共済の共済掛金率を定めている共済関係に係る保険関係については同条第 7 項第 3 号の率。次号において同じ。）を差し引いて得た率、第 38 条第 1 項第 2 号の保険金を支払う保険関係あつては会員がその共済規程等で定めた法第 115 条第 1 項第 1 号の率（同条第 3 項の規定により共済掛金率が定められる共済関係に係る保険関係については同項第 1 号の率、多種包括共済に係る保険関係については、会員がその共済規程等で定めた共済掛金率のうち、当該多種包括共済の共済関係に係る家畜で当該会員との間に当該共済関係の存する者が当該共済掛金期間の開始の時（その共済掛金期間開始の後法第 114 条第 4 項の規定による共済金額の増額が行われた場合にあつては、その増額が効力を生じた時）において現に飼養しているものの価額の共済目的の種類ごとの合計額を重みとして、当該会員がその共済規程等で定めた当該共済目的の種類ごとの法第 115 条第 1 項第 1 号の率（当該共済目的の種類につき会員が同条第 3 項の規定により危険段階別の共済掛金率を定めている場合にあつては、当該会員との間に当該共済関係の存する者に係る危険段階の同条第 3 項第 1 号の率）を算術平均した率、同条第 7 項又は第 8 項の規定により会員がその共済規程等で当該多種包括共済の共済掛金率を定めている共済関係に係る保険関係については同条第 7 項第 1 号の率又は同条第 9 項で準用する同条第 3 項第 1 号の率）を乗じて得た金額

(2) 共済金額に会員がその共済規程等で定めた法第 115 条第 1 項第 3 号の率を乗じて得た金額

(払込保険料)

第 35 条 会員は、家畜共済について、その組合員等に係る保険料に相当する金額が当該組合員等に係る法第 13 条の 2 の規定による負担金の金額を超えるときは、当該保険料の一部に充てるため、その超える部分の金額を、この連合会に払い込むものとする。

(保険料の払込期限及び徴収方法)

第 36 条 会員は、家畜共済について、毎月、次項の規定により告知された払込期日までに、当該家畜共済に係る保険料をこの連合会に払い込まなければならない。

2 第 2 条第 6 項の規定は、家畜共済に係る保険料の払込みの告知について準用する。

(損害の通知)

第 37 条 会員は、家畜共済について、保険金の支払を受けるべき損害が発生したときは、遅滞なく、次の事項を記載した書類を添えて、保険金の支払請求書をこの連合会に提出しなければならない。

(1) 共済事故の種類、その原因及び経過

(2) 会員が支払うべき共済金及びその算出の基礎

(3) その他必要な事項

(保険金の支払額)

第 38 条 この連合会の支払うべき家畜共済に係る保険金は、第 1 号又は第 2 号の金額とする。

(1) 家畜異常事故に該当しない共済事故により支払うものにあつては会員が支払うべき共済金に相当する金額に保険金額の共済金額に対する割合を乗じて得た金額、家畜異常事故により支払うものにあつては会員が支払うべき共済金に相当する金額

(2) 死亡又は廃用（これらのうち家畜異常事故に該当するものを除く。）により支払うものにあつては会員が支払うべき共済金に相当する金額に保険金額の共済金額に対する割合を乗じて得た金額、疾病又は傷害により支払うものにあつては診療その他の行為によって会員たる組合等の組合員等が負担すべき費用のうち診療技術料等（法第 115 条第 1 項第 2 号の診療技術料等をいう。以下同じ。）以外のものの内容に応じて規則第 34 条の 3 第 1 項の農林水産大臣の定める点数によって共済事故ごとに計算される総点数を同項の農林水産大臣が定める 1 点の価額に乗じて得た金額に相当する金額（その金額が会員の支払うべき共済金の金額を超えるときは、その共済金に相当する金額）に保険金額の共済金額に対する割合を乗じて得た金額、家畜異常事故により支払うものにあつては会員が支払うべき共済金に相当する金額

2 前項第 2 号の金額の保険金を支払う保険関係においてこの連合会が支払うべき保険金は、包括共済関係に係るものにあつては包括共済対象家畜の種類ごと、会員たる組合等の組合員等ごと及び共済掛金期間ごとに、個別共済関係に係るものにあつては家畜ごと及び共済掛金期間ごとに、法第 125 条第 3 項において準用する法第 116 条第 1 項ただし書の農林水産大臣が定める金額を限度とする。

(保険関係の協議)

第 39 条 家畜共済に係る保険関係において、この連合会が支払うべき家畜共済に係る保険金の額を前条第 1 項第 1 号の金額又は第 2 号の金額のどちらの金額にするかは、この連合会と会員とが協議して定めるものとする。

2 この連合会の会員は、その組合員（会員が市町村である場合は、当該市町村の家畜共済資格者）から家畜共済の申込みを受けたときは、遅滞なくこの連合会と前項の協議を行うものとする。

3 前項の申込みに係る家畜について、共済責任が始まるときまでに第 1 項の協議による決定が行われなかった場合においては、この連合会の支払うべき保険金の金額は前条第 1 項第 2 号の金額とする。

4 第 1 項の規定による決定は、同一共済掛金期間中は変更することができない。

5 第 1 項の協議は、文書をもってする。

(保険金の支払とみなされる場合)

第 40 条 家畜共済に付した家畜につき疾病又は傷害の共済事故が発生した場合において、この連合会が診療その他の行為をし、又はその費用を負担したときは、この連合会は、当該診療その他の行為に要した費用の額の限度において保険金を支払ったものとみなす。

2 前項の場合において、第 38 条第 1 項第 2 号の金額の保険金を支払うべき家畜について診療を行うときは、この連合会の会員は、当該診療に要する費用のうち診療技術料等に相当する金額を、前もってこの連合会に支払わなければならない。

第4節 果樹共済に係る保険事業

(保険関係)

第41条 この連合会の会員たる組合等と、その組合員又は果樹共済資格者（法第120条の3第1項の果樹共済資格者をいう。以下同じ。）との間に果樹共済の共済関係が存するときは、収穫共済にあってはその共済目的の種類ごと及び収穫共済区分（法第122条第3項の収穫共済区分をいう。以下同じ。）ごとに、この連合会と会員との間に、当該共済関係に係る共済責任を一体としてこれにつき当該共済事業に係る保険事業の保険関係が存するものとする。

(引受通知書)

第42条 会員は、毎年、果樹共済について共済責任期間の開始後遅滞なく、次の事項を記載した引受通知書をこの連合会に提出しなければならない。

- (1) 会員の名称又は略称
- (2) 果樹区分（果樹共済の種類及び共済目的の種類並びに収穫共済にあっては収穫共済の共済事故等による種別（法第120条の7第1項の収穫共済の共済事故等による種別をいう。）による区分をいう。以下同じ。）
- (3) 法第120条の6第1項第3号に掲げる金額を共済金額とする収穫共済以外の収穫共済にあっては収穫共済の共済目的の種類等（法第120条の6第1項第1号の収穫共済の共済目的の種類等をいう。以下同じ。）、法第120条の6第1項第3号に掲げる金額を共済金額とする収穫共済にあっては収穫共済の共済目的の種類
- (4) 共済金額
- (5) 共済掛金及び共済掛金を延納することを認めたとき又は共済掛金を分割して払い込むことを認めたときはその旨
- (6) その他共済関係を明らかにすべき事項

2 前項の規定により通知した事項に変更を生じたときは、会員は、遅滞なくその旨を通知しなければならない。

(保険金額)

第43条 果樹共済のうち収穫共済に係る保険金額は、共済目的の種類ごと、収穫共済区分ごと及び会員ごとに、次の金額を合計して得た金額とする。

- (1) 総共済金額から、総共済金額に法第120条の7第4項第1号の収穫通常標準被害率を乗じて得た金額（以下「収穫通常責任共済金額」という。）を差し引いて得た金額（以下「収穫異常責任共済金額」という。）の100分の90に相当する金額
- (2) 収穫異常責任共済金額から前号の金額を差し引いて得た金額に法第123条第1項第2号の2口の農林水産大臣が定める割合（以下「収穫責任保険歩合」という。）を乗じて得た金額
- (3) 収穫通常責任共済金額に収穫責任保険歩合を乗じて得た金額

(保険料)

第44条 果樹共済のうち収穫共済に係る保険料は、共済目的の種類ごと、収穫共済区分ごと及び会員ごとに、次の金額を合計して得た金額とする。

- (1) 総共済金額に法第120条の7第4項第2号の収穫異常共済掛金標準率（その保険関係に係る共済関係に係る共済掛金率について、同条第2項の規定の適用があるときは、収穫異常共済掛金標準率から、その率に当該共済関係に係る規則第33条の6の5第1項の防災施設割引率を乗じて得た率を差し引いて得た率）を乗じて得た金額（以下「収

- 穫異常共済掛金」という。)の100分の90に相当する金額
- (2) 収穫異常共済掛金から前号の金額を差し引いて得た金額に収穫責任保険歩合を乗じて得た金額
 - (3) 共済掛金の合計金額から収穫異常共済掛金を差し引いて得た金額に収穫責任保険歩合を乗じて得た金額

(払込保険料)

第45条 会員は、果樹共済について、果樹共済再保険区分（規則第19条第6項の果樹共済再保険区分をいう。以下同じ。）ごとに、当該果樹共済再保険区分に係る保険料に相当する金額から会員の当該果樹共済再保険区分に係る令第1条の2第1項の収穫交付対象負担金額を差し引いて得た金額を当該保険料の一部に充てるため、この連合会に払い込むものとする。

(保険料の払込期限及びその徴収方法)

第46条 会員は、果樹共済について、その共済規程等で定めた共済掛金払込期日（共済掛金が分割して会員に払い込まれる場合にあっては、それぞれの共済掛金払込期日）後2週間以内に、当該果樹共済に係る保険料をこの連合会に払い込まなければならない。

2 第2条第6項の規定は、果樹共済に係る保険料の払込みの告知について準用する。

(損害の通知)

第47条 会員は、果樹共済について保険金の支払を受けるべき損害があると認めるときは、損害発生後遅滞なく次に掲げる事項をこの連合会に通知しなければならない。

- (1) 果樹区分
- (2) 法第120条の6第1項第3号に掲げる金額を共済金額とする収穫共済以外の収穫共済にあっては収穫共済の共済目的の種類等、法第120条の6第1項第3号に掲げる金額を共済金額とする収穫共済にあっては収穫共済の共済目的の種類
- (3) 被害地区
- (4) 災害の種類
- (5) 共済金の支払見込額
- (6) 当該共済金の支払見込額に係る減収量、減収金額、果実の品質の低下の程度若しくは生産金額の減少額及びその減収量、減収金額、果実の品質の低下若しくは生産金額の減少額に係る被害面積の概数
- (7) その他災害の状況を明らかにすべき事項

2 会員は、果樹共済について収穫期において当該果樹区分ごとの損害が確定するに至ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項をこの連合会に通知しなければならない。

- (1) 果樹区分
- (2) 法第120条の6第1項第3号に掲げる金額を共済金額とする収穫共済以外の収穫共済にあっては収穫共済の共済目的の種類等、法第120条の6第1項第3号に掲げる金額を共済金額とする収穫共済にあっては収穫共済の共済目的の種類
- (3) 当該責任期間中に発生した災害の種類
- (4) 減収量、減収金額、果実の品質の低下の程度若しくは生産金額の減少額及びその減収量、減収金額、果実の品質の低下若しくは生産金額の減少額に係る被害面積
- (5) 共済金の支払見込額
- (6) その他保険金の金額の決定に必要な事項

(保険金の請求)

第 48 条 会員は、果樹共済について支払うべき共済金の金額が決定したときは、遅滞なく、損害評価書を添えて、保険金の支払請求書をこの連合会に提出しなければならない。

(保険金の支払額)

第 49 条 この連合会が支払うべき果樹共済に係る保険金は、果樹共済のうち収穫共済に係るものにあつては、共済目的の種類ごと、収穫共済区分ごと及び会員ごとに次の金額とする。

(1) 会員が支払うべき共済金の総額が収穫通常責任共済金額以下である場合にあつては、会員が支払うべき共済金の総額に収穫責任保険歩合を乗じて得た金額

(2) 会員が支払うべき共済金の総額が収穫通常責任共済金額を超える場合にあつては、次の金額を合計して得た金額

イ その超える部分の金額の 100 分の 90 に相当する金額

ロ その超える部分の金額からイの金額を差し引いて得た金額に収穫責任保険歩合を乗じて得た金額

ハ 収穫通常責任共済金額に収穫責任保険歩合を乗じて得た金額

(保険金額の削減)

第 50 条 この連合会は、果樹共済に係る保険金の支払に不足を生ずる場合には、果樹共済再保険区分ごとに、次の各号に掲げる金額の合計金額をその支払に充てなお不足を生ずる場合に限り、支払うべき保険金の総額から、収穫共済にあつては会員ごとに第 43 条第 1 項第 3 号の金額に相当する金額を合計して得た金額と政府の支払うべき再保険金を合計して得た金額との合計額を差し引いて得た金額を超えない範囲内において、保険金額を削減することができる。

(1) 当該果樹共済再保険区分に係る岡山県農業共済組合連合会定款（以下「定款」という。）第 48 条第 3 項の不足金てん補準備金の金額

(2) 当該果樹共済再保険区分に係る定款第 50 条第 3 項の特別積立金の金額

(保険金支払額、減収量等の公告)

第 51 条 この連合会は、保険金の支払額の決定後遅滞なく、会員ごとに、保険金の支払額及び減収量、減収金額若しくは生産金額の減少額を公告するものとする。

(連合会特別交付金)

第 52 条 会員は、果樹共済について法第 95 条後段に規定する費用を負担し、法第 96 条に規定する施設をし、又は無事戻しをしようとする場合には果樹無事戻区分（果樹共済の種類及び共済目的の種類による区分をいう。以下同じ。）ごとに、毎事業年度、この連合会に対し、次の各号に掲げる金額のいずれか小さい金額を限度として、毎年 7 月 10 日までに、連合会特別交付金の交付を請求することができる。

(1) 当該果樹無事戻区分ごとに、当該事業年度の前各事業年度に属する各事業年度（共済事業を行う市町村にあつては、各会計年度）において規則第 24 条第 1 項の規定により無事戻しの限度とされる金額に相当する金額を無事戻ししたとすれば当該事業年度（共済事業を行う市町村にあつては、当該会計年度）において同項の規定により無事戻しの限度とされる金額の合計金額（次項において「果樹無事戻限度額」という。）が果樹共済に関する勘定に係る前事業年度（共済事業を行う市町村にあつては、前会計年度）の剰余金中当該果樹無事戻区分に属する果樹区分ごとの規則第 22 条第 3 項の果樹剰余金配分額を、当該果樹無事戻区分につき合計して得た金額のうち特別積立金として積み立てる金額（共済事業を行う市町村又は事業承継組合が果樹共済事業につき移譲組合又は事業廃止市町村から財産の譲渡を受けて行う無事戻し

にあつては、規則第 24 条第 5 項の農林水産大臣が定める金額。次項において「前年度の組合等果樹特別積立金積立額」という。) の 2 分の 1 に相当する金額を超えるときにおけるその超える金額

(2) 連合会の果樹共済に関する勘定に係る前事業年度の剰余金中当該果樹無事戻区分に属する果樹共済再保険区分ごとの定款第 48 条第 3 項の果樹剰余金配分額を、当該果樹無事戻区分につき合計して得た金額のうち特別積立金として積み立てる金額(次項において「前年度の連合会果樹特別積立金積立額」という。) の 2 分の 1 に相当する金額(特別積立金の金額が当該金額を超える場合において総会の議決を経て当該金額を超え特別積立金の金額を超えない範囲内の金額を定めたときは、その金額。次項において同じ。) に当該会員の前号に掲げる金額のこの連合会の会員の前号に掲げる金額を合計して得た金額に対する割合を乗じて得た金額

2 この連合会は、果樹無事戻限度額に代えて、総会の議決を経て、果樹無事戻区分ごとに、果樹無事戻限度額未満の金額を定めることができる。この場合において、前項の連合会特別交付金の交付の請求の限度は、次の各号に掲げる金額のいずれか小さい金額とする。

(1) その定めた金額が前年度の組合等果樹特別積立金積立額の 2 分の 1 に相当する金額を超えるときにおけるその超える金額

(2) 前年度の連合会果樹特別積立金積立額の 2 分の 1 に相当する金額に当該会員の前号に掲げる金額のこの連合会の会員の前項第 1 号又は前号に掲げる金額を合計して得た金額に対する割合を乗じて得た金額

3 会員は、毎年 4 月 20 日までに、連合会に対し、第 1 項第 1 号に掲げる金額を通知するものとする。

4 この連合会は、第 1 項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る金額を連合会特別交付金として交付するものとする。

第 5 節 畑作物共済に係る保険事業

(保険関係)

第 53 条 この連合会の会員たる組合等と、その組合員又は畑作物共済資格者(法第 120 条の 13 第 1 項の畑作物共済資格者をいう。以下同じ。)との間に畑作物共済の共済関係が存するときは、この連合会と会員との間に当該共済関係につき畑作物共済に係る保険事業の保険関係が存するものとする。

(引受通知書)

第 54 条 会員は、毎年、畑作物共済について共済責任期間の開始後遅滞なく、次の事項を記載した引受通知書をこの連合会に提出しなければならない。

(1) 会員の名称又は略称

(2) 畑作物区分(規則第 19 条第 1 項第 4 号の畑作物区分をいう。以下同じ。)

(3) 畑作物共済の共済目的の種類等(法第 120 条の 12 第 1 項第 1 号の畑作物共済の共済目的の種類等をいう。以下同じ。)

(4) 共済金額

(5) 共済掛金及び共済掛金を分割して払い込むことを認めたときはその旨

(6) その他共済関係を明らかにすべき事項

2 前項の規定により通知した事項に変更を生じたときは、会員は、遅滞なくその旨をこの連合会に通知しなければならない。

(保険金額)

第 55 条 畑作物共済に係る保険金額は、その共済金額の 100 分の 90 に相当する金額とする。

(保険料率)

第 56 条 畑作物共済に係る保険料率は、会員がその共済規程等で定めた共済掛金率と同率とする。

(払込保険料)

第 57 条 会員は、畑作物共済について、畑作物共済再保険区分（法第 134 条第 3 項の畑作物共済再保険区分をいう。以下同じ。）ごとに、当該畑作物共済再保険区分に係る保険料に相当する金額から会員の当該畑作物共済再保険区分に係る令第 1 条の 3 第 1 項の畑作物交付対象負担金額を差し引いて得た金額を当該保険料の一部に充てるため、この連合会に払い込むものとする。

(保険料の払込期限及びその徴収方法)

第 58 条 会員は、畑作物共済について、その共済規程等で定めた共済掛金払込期日（共済掛金が分割して会員に払い込まれる場合にあつては、それぞれの共済掛金払込期日。）後 2 週間以内に、当該畑作物共済に係る保険料をこの連合会に払い込まなければならない。
2 第 2 条第 6 項の規定は、畑作物共済に係る保険料の払込みの告知について準用する。

(損害の通知)

第 59 条 会員は、畑作物共済について保険金の支払を受けるべき損害があると認めたときは、損害発生後遅滞なく次に掲げる事項をこの連合会に通知しなければならない。

- (1) 畑作物区分
- (2) 畑作物共済の共済目的の種類等
- (3) 被害地区
- (4) 災害の種類
- (5) 共済金の支払見込額
- (6) 当該共済金の支払見込額に係る減収量及びその減収量に係る被害面積の概数
- (7) その他災害の状況を明らかにすべき事項

2 会員は、畑作物共済について収穫期において当該畑作物区分ごとの損害が確定するに至ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項をこの連合会に通知しなければならない。

- (1) 畑作物区分
- (2) 畑作物共済の共済目的の種類等
- (3) 当該共済責任期間中に発生した災害の種類
- (4) 減収量及びその減収量に係る被害面積
- (5) 共済金の支払見込額
- (6) その他保険金の金額の決定に必要な事項

(保険金の請求)

第 60 条 会員は、畑作物共済について支払うべき共済金の金額が決定したときは、遅滞なく、損害評価書を添えて、保険金の支払請求書をこの連合会に提出しなければならない。

(保険金の支払額)

第 61 条 この連合会が支払うべき畑作物共済に係る保険金は、会員が支払うべき共済金の 100 分の 90 に相当する金額とする。

(保険金額の削減)

第 62 条 この連合会は、畑作物共済に係る保険金の支払に不足を生ずる場合には、畑作物共済再保険区分ごとに、次の各号に掲げる金額の合計額をその支払に充てなお不足を生ずる場合に限り、支払うべき保険金の総額から、総保険金額に法第 135 条第 5 号の畑作物通常標準被害率を乗じて得た金額を差し引いて得た金額の 100 分の 5 に相当する金額を超えない範囲内において、保険金額を削減することができる。

(1) 当該畑作物共済再保険区分に係る定款第 48 条第 4 項の不足金てん補準備金の金額

(2) 当該畑作物共済再保険区分に係る定款第 50 条第 4 項の特別積立金の金額

(保険金支払額、減収量の公告)

第 63 条 この連合会は、保険金の支払額の決定後遅滞なく、会員ごとに、保険金の支払額及び共済減収量を公告するものとする。

(連合会特別交付金)

第 64 条 会員は、畑作物共済について法第 95 条後段に規定する費用を負担し、法第 96 条に規定する施設をし、又は無事戻しをしようとする場合には、規則第 23 条の 2 第 5 項に規定する畑作物無事戻区分（以下「畑作物無事戻区分」という。）ごとに、毎事業年度、この連合会に対し、次に掲げる金額のいずれか小さい金額を限度として、毎年 7 月 10 日までに、連合会特別交付金の交付を請求することができる。

(1) 当該畑作物無事戻区分ごとに、当該事業年度の前各事業年度に属する各事業年度（共済事業を行う市町村にあつては、各会計年度）において規則第 24 条第 1 項の規定により無事戻しの限度とされる金額に相当する金額を無事戻ししたとすれば当該事業年度（共済事業を行う市町村にあつては、当該会計年度）において同項の規定により無事戻しの限度とされる金額の合計金額（次項において「畑作物無事戻限度額」という。）が畑作物共済に関する勘定に係る前事業年度（共済事業を行う市町村にあつては、前会計年度）の剰余金中当該畑作物無事戻区分に属する畑作物区分ごとの規則第 22 条第 4 項の畑作物剰余金配分額を当該畑作物無事戻区分につき合計して得た金額のうち特別積立金として積み立てる金額（共済事業を行う市町村又は事業承継組合が畑作物共済事業につき移譲組合又は事業廃止市町村から財産の譲渡を受けて行う無事戻しにあつては、規則第 24 条第 5 項の農林水産大臣が定める金額。次項において「前年度の組合等畑作物特別積立金積立額」という。）の 2 分の 1 に相当する金額を超えるときにおけるその超える金額

(2) 連合会の畑作物共済に関する勘定に係る前事業年度の剰余金中当該畑作物無事戻区分に属する畑作物共済再保険区分ごとの定款第 48 条第 4 項の畑作物剰余金配分額を当該畑作物無事戻区分につき合計して得た金額のうち特別積立金として積み立てる金額（次項において「前年度の連合会畑作物特別積立金積立額」という。）の 2 分の 1 に相当する金額（特別積立金の金額が当該金額を超える場合において総会の議決を経て当該金額を超え特別積立金の金額を超えない範囲内の金額を定めたときは、その金額。次項において同じ。）に当該会員の前号に掲げる金額のこの連合会の会員の前号に掲げる金額を合計して得た金額に対する割合を乗じて得た金額

2 この連合会は、畑作物無事戻限度額に代えて、総会の議決を経て、畑作物無事戻区分ごとに、畑作物無事戻限度額未満の金額を定めることができる。この場合において、前項の連合会特別交付金の交付の請求の限度は、次に掲げる金額のいずれか小さい金額とする。

(1) その定めた金額が前年度の組合等畑作物特別積立金積立額の 2 分の 1 に相当する金額を超えるときにおけるその超える金額

(2) 前年度の連合会畑作物特別積立金積立額の2分の1に相当する金額に当該会員の
前号に掲げる金額のこの連合会の会員の前項第1号又は前号に掲げる金額を合計し
て得た金額に対する割合を乗じて得た金額

3 会員は、毎年4月20日までに、連合会に対し、第1項第1号に掲げる金を通知するも
のとする。

4 この連合会は、第1項の規定による請求があったときは、当該請求に係る金額を連合会
特別交付金として交付するものとする。

第6節 園芸施設共済に係る保険事業

(保険関係)

第65条 この連合会の会員たる組合等と、その組合員又は園芸施設共済資格者（法第120
条の20の園芸施設共済資格者をいう。以下同じ。）との間に園芸施設共済の共済関係が存
するときは、この連合会と会員との間に当該共済関係につき園芸施設共済に係る保険事業
の保険関係が存するものとする。

(引受通知書)

第66条 会員は、毎月、園芸施設共済について、次の事項を記載した引受通知書をこの連
合会に提出しなければならない。

(1) 会員の名称又は略称

(2) 施設区分（法第120条の23の施設区分をいう。）

(3) 共済金額

(4) 共済掛金及び共済掛金を分割して払い込むことを認めたときはその旨

(5) その他共済関係を明らかにすべき事項

2 前項の規定により通知した事項に変更を生じたときは、会員は、遅滞なくその旨をこの
連合会に通知しなければならない。

(保険金額)

第67条 園芸施設共済に係る保険金額は、その共済金額の100分の90に相当する金額と
する。

(保険料)

第68条 園芸施設共済に係る保険料は、保険金額に、会員がその共済規程等で定めた法第
120条の23第1項の率（同条第3項の規定により会員が危険段階別の共済掛金率を定めて
いる場合にあっては、共済規程等で定めた同項の率）を乗じて得た金額（法第120条の21
ただし書の規定により会員がその共済規程等で別段の定めをした共済責任期間に係るも
のにあっては、その金額に法第124条第5項の農林水産大臣の定める係数を乗じて得た金
額）とする。

(払込保険料)

第69条 会員は、園芸施設共済について、その組合員等に係る保険料に相当する金額から
当該組合員等に係る法第13条の5の規定による負担金の金額を差し引いて得た金額を、
当該保険料の一部に充てるため、この連合会に払い込むものとする。

(保険料の払込期限及び徴収方法)

第70条 会員は、園芸施設共済について、毎月、次項の規定により告知された払込期日ま
でに、当該園芸施設共済に係る保険料をこの連合会に払い込まなければならない。

2 第2条第6項の規定は、園芸施設共済に係る保険料の払込みの告知について準用する。

(損害の通知)

第 71 条 会員は、園芸施設共済について、保険金の支払を受けるべき損害が発生したときは、遅滞なく、次の事項を記載した書類を添えて、保険金の支払請求書をこの連合会に提出しなければならない。

- (1) 共済事故の種類、その原因及び経過
- (2) 会員が支払うべき共済金及びその算出の基礎
- (3) その他必要な事項

(保険金の支払額)

第 72 条 この連合会が支払うべき園芸施設共済に係る保険金は、会員たる組合等が支払うべき共済金の 100 分の 90 に相当する金額とする。

(保険金額の削減)

第 73 条 この連合会は、園芸施設共済に係る保険金の支払に不足を生ずる場合には、次の各号に掲げる金額の合計額をその支払に充ててもなお不足を生ずる場合に限り、事業年度ごとに、支払うべき保険金の総額から、法第 135 条第 6 号ロの経過総保険金額に園芸施設通常標準被害率（同号ロの園芸施設通常標準被害率をいう。）を乗じて得た金額を差し引いて得た金額の 100 分の 5 に相当する金額を超えない範囲内において、保険金額を削減することができる。

- (1) 定款第 45 条第 1 項第 5 号の勘定に係る定款第 48 条第 2 項の不足金てん補準備金の金額
- (2) 定款第 45 条第 1 項第 5 号の勘定に係る定款第 50 条第 2 項の特別積立金の金額

2 前項の規定による保険金額の削減は、当該事業年度中に支払の事由が生じた保険金額のすべてについて行うものとする。

第 74 条 この連合会は、決算において保険金額の削減を生じるおそれがある場合には、仮に保険金額を削減して支払うことができる。

(連合会特別交付金)

第 75 条 会員は、園芸施設共済について法第 95 条後段に規定する費用を負担し、法第 96 条に規定する施設をし、又は無事戻しをしようとする場合には、毎事業年度、この連合会に対し、次の各号に掲げる金額のいずれか小さい金額を限度として、毎年 7 月 10 日までに、連合会特別交付金の交付を請求することができる。

- (1) 当該事業年度の前各事業年度に属する各事業年度（共済事業を行う市町村にあっては、各会計年度）において規則第 24 条第 1 項の規定により無事戻しの限度とされる金額に相当する金額を無事戻ししたとすれば当該事業年度（共済事業を行う市町村にあっては、当該会計年度）において同項の規定により無事戻しの限度とされる金額の合計金額（次項において「園芸施設無事戻限度額」という。）が園芸施設共済に関する勘定に係る前事業年度（共済事業を行う市町村にあっては、前会計年度）の剰余金中特別積立金として積み立てる金額（共済事業を行う市町村又は事業承継組合が園芸施設共済事業につき移譲組合又は事業廃止市町村から財産の譲渡を受けて行う無事戻しにあっては、規則第 24 条第 5 項の農林水産大臣が定める金額。次項において「前年度の組合等園芸施設特別積立金積立額」という。）の 2 分の 1 に相当する金額を超えるときにおけるその超える金額
- (2) 連合会の園芸施設共済に関する勘定に係る前事業年度の剰余金中特別積立金として積み立てる金額（次項において「前年度の連合会園芸施設特別積立金積立額」とい

う。)の2分の1に相当する金額(特別積立金の金額が当該金額を超える場合において総会の議決を経て当該金額を超え特別積立金の金額を超えない範囲内の金額を定めたときは、その金額。次項において同じ。)に当該会員の前号に掲げる金額のこの連合会の会員の前号に掲げる金額を合計して得た金額に対する割合を乗じて得た金額

2 この連合会は、園芸施設無事戻限度額に代えて、総会の議決を経て、園芸施設無事戻限度額未満の金額を定めることができる。この場合において、前項の連合会特別交付金の交付の請求の限度は、次の各号に掲げる金額のいずれか小さい金額とする。

(1) その定めた金額が前年度の組合等園芸施設特別積立金積立額の2分の1に相当する金額を超えるときにおけるその超える金額

(2) 前年度の連合会園芸施設特別積立金積立額の2分の1に相当する金額に当該会員の前号に掲げる金額のこの連合会の会員の前項第1号又は前号に掲げる金額を合計して得た金額に対する割合を乗じて得た金額

3 会員は、毎年4月20日までに、連合会に対し、第1項第1号に掲げる金額を通知するものとする。

4 この連合会は、第1項の規定による請求があったときは、当該請求に係る金額を連合会特別交付金として交付するものとする。

第7節 任意共済に係る保険事業

(保険関係)

第76条 この連合会の会員たる農業共済組合と、その組合員との間に任意共済の共済関係が存するときは、この連合会と会員との間に当該共済関係につき任意共済に係る保険事業の保険関係が存するものとする。

(引受通知書)

第77条 会員は、毎月、任意共済について、次の事項を記載した引受通知書をこの連合会に提出しなければならない。

(1) 会員の名称又は略称

(2) 共済金額

(3) 共済掛金

(4) その他共済目的を明らかにすべき事項

2 前項の規定により通知した事項に変更を生じたときは、会員は、遅滞なくこの連合会に通知しなければならない。

(保険金額)

第78条 任意共済に係る保険金額は、任意共済の種類ごとの共済金額に相当する金額とする。

(保険料)

第79条 任意共済に係る保険料は、前条の保険金額に任意共済に係る保険料率を乗じて得た金額とする。

2 前項の任意共済に係る保険料率は、会員たる農業共済組合がその共済規程で定めた共済掛金率と同率とする。

3 会員たる農業共済組合がその共済規程で定めた収容農産物補償特約をする場合における建物総合共済の保険料は、第1項の金額に当該収容農産物補償特約に係る共済掛金の金額を加えた金額とする。

(保険料の払込期限及び徴収方法)

第 80 条 会員は、任意共済について、毎月、次項の規定により告知された払込期日までに、当該任意共済に係る保険料をこの連合会に払い込まなければならない。

2 第 2 条第 6 項の規定は、任意共済に係る保険料の払込みの告知について準用する。

(損害の通知)

第 81 条 会員は、任意共済について、保険金の支払を受けるべき損害が発生したときは、遅滞なく、次の事項を記載した書類を添えて、保険金の支払請求書をこの連合会に提出しなければならない。

- (1) 共済事故の種類、その原因及び経過
- (2) 会員が支払うべき共済金及びその算出の基礎
- (3) その他必要な事項

(保険金の支払額)

第 82 条 この連合会の支払うべき任意共済に係る保険金は、会員が支払うべき共済金の金額に相当する金額とする。

(共済事業の承認)

第 83 条 この連合会は、この連合会の会員たる農業共済組合が次章の規定と同種の規定及び次条の建物基準共済掛金率及び農機具基準共済掛金率と同率の共済掛金率によりそれぞれ建物共済及び農機具共済を行う場合に限り、当該農業共済組合の任意共済につき、法第 85 条第 12 項の規定による承認をするものとする。

(建物基準共済掛金率及び農機具基準共済掛金率)

第 84 条 この連合会は、別に定めるところにより、建物基準共済掛金率（この連合会の会員たる農業共済組合が行う建物共済に係る共済掛金率の基準をいう。）及び農機具基準共済掛金率（この連合会の会員たる農業共済組合が行う農機具共済に係る共済掛金率の基準をいう。）を設定し、又は変更するものとする。

第3章 共済事業

第1節 建物共済

(共済事業)

第85条 この連合会は、この連合会の会員たる農業共済組合、この連合会の会員たる共済事業を行う市町村の共済事業の実施区域内に住所を有する水稲若しくは麦の耕作の業務を営む者（当該区域内に住所を有する法第15条第1項第1号に掲げる者から除外する者として当該市町村の共済事業の実施に関する条例で定める者を除く。）、牛、馬若しくは豚につき養畜の業務を営む者、当該市町村が現に行っている収穫共済においてその共済目的の種類としている果樹につき栽培の業務を営む者（当該市町村が、法第120条の3第1項の規定により、当該栽培の業務を営む者から除外できる者として当該市町村の共済事業の実施に関する条例で定める者を除く。）、当該市町村が現に行っている畑作物共済においてその共済目的の種類としている農作物につき栽培の業務を営む者（当該市町村が法第120条の13第1項の規定により、当該栽培の業務を営む者から除外できる者として当該市町村の共済事業の実施に関する条例で定める者を除く。）若しくは特定園芸施設（法第84条第1項第7号の特定園芸施設をいう。以下同じ。）を所有し若しくは管理する者で農業を営むもの（当該市町村が法第120条の20の規定により、特定園芸施設を所有し若しくは管理する者で農業を営むものから除外できる者として当該市町村の共済事業の実施に関する条例で定める者を除く。）又はこの連合会の区域内に住所を有する農業協同組合若しくは農業協同組合連合会（以下「建物共済資格者」と総称する。）から共済掛金の支払を受け、次条に規定する損害について、共済金を交付する事業を行うものとする。

2 前項の規定によりこの連合会が行う事業は、建物共済とする。

3 建物共済は、建物火災共済及び建物総合共済とする。

(共済目的及び共済事故)

第86条 この連合会は、建物火災共済にあつては第1号、建物総合共済にあつては第2号に掲げる共済目的につき、当該各号に掲げる共済事故によって生じた損害について、この連合会との間に建物共済の共済関係の存する者（以下「建物共済加入者」という。）に対して共済金を交付するものとする。

(1) 共済目的 建物（特定園芸施設を除き、畳、建具その他家具類並びに建物共済資格者のうち農業共済組合、農業協同組合及び農業協同組合連合会以外の者の建物にあつては農機具を含む。次号において同じ。）

共済事故 火災、落雷、破裂又は爆発、建物の外部からの物体（雨、雪、ひょう等を除く。）の落下、飛来、衝突又は倒壊（風水害等の自然災害による場合を除く。）、給排水設備（スプリンクラー設備・装置を含む。）に生じた事故又は建物共済加入者以外の者が占有する戸室で生じた事故による漏水、放水又は出水による水ぬれ（風水害等の自然災害による場合を除く。）、盗難（未遂を含む。）によるき損又は汚損及び騒乱その他これに類似する集団行動に伴う暴行（以下「火災等」と総称する。）

(2) 共済目的 建物

共済事故 火災等及び風水害、雪害その他の自然災害（落雷を除く。以下この節及び次節第1款において同じ。）

2 第131条第1項に規定する収容農産物は、同項に規定する収容農産物補償特約を付する

場合に限り建物総合共済の共済目的とすることができる。

(共済関係の成立)

第 87 条 建物共済の共済関係は、建物 1 棟ごとに、建物共済資格者がその所有し、又は管理する建物をこの連合会の建物共済に付することを申し込み、この連合会がその申込みを承諾することによって成立するものとする。

(建物共済の申込み)

第 88 条 建物共済資格者が前条の規定による申込みをしようとするときは、次の事項を記載した建物共済申込書をこの連合会に提出しなければならない。

(1) 申込者の氏名及び住所（申込者が法人である場合には、その名称、その代表者の氏名及びその事務所の所在地）

(2) 共済責任期間の開始の日及び終了の日

(3) 建物共済の種類、建物の所在地番、種類、構造及びその附属物並びに共済金額

(4) 当該建物を他の保険又は共済に付している場合には、その保険者又はその共済事業を行う者の名称及びその保険金額又は共済金額

(5) その他共済目的を明らかにすべき事項

2 家具類若しくは農機具若しくは前項第 3 号の建物に附属する門、垣、塀その他の工作物を共済目的とする場合又は畳、建具その他の従物を共済目的としない場合には、それぞれ、その旨を前項第 5 号の事項として記載しなければならない。

3 この連合会は、建物共済資格者から前条の規定による申込みを受けたときは、当該申込みを承諾するかどうかを決定して、これを申込者に通知するものとする。

4 第 1 項の建物共済申込書に記載した事項に変更を生じたときは、申込者は、遅滞なく、その旨をこの連合会に通知しなければならない。

(申込みの承諾を拒む場合)

第 89 条 この連合会は、建物共済資格者から第 87 条の規定による申込みを受けたときは、その申込みに係る共済目的につき、建物共済に付されるとすれば、共済事故の発生することが相当の確実さをもって見通されることその他共済事業の本質に照らし著しく衡平を欠くこととなり、共済事業の適正な運営を確保することができなくなるおそれがあるため、建物共済の共済関係を成立させないことを相当とする事由がある場合を除き、その承諾を拒まないものとする。

(共済掛金の払込義務)

第 90 条 建物共済加入者は、この保険規程で定めるところにより、建物共済に係る共済掛金をこの連合会に払い込まなければならない。

(事務費の賦課)

第 91 条 この連合会は、毎事業年度、この連合会が第 85 条第 1 項に規定する事業を行うために必要とする事務費を建物共済加入者に賦課するものとする。

2 前項の事務費の賦課額は、建物火災共済又は建物総合共済ごとに、共済金額に総会で定める一定の率を乗じて得た金額とする。

3 前項の規定にかかわらず、第 131 条第 1 項の規定により収容農産物補償特約をする場合における建物総合共済（以下「収容農産物補償特約付建物総合共済」という。）の事務費の賦課額は、前項の金額に総会で定める金額を加えた金額とする。

(共済責任の開始)

第 92 条 建物共済に係る共済責任は、この連合会が建物共済加入者から共済掛金及び事務

費賦課金（以下「共済掛金等」という。）の払込みを受けた日（第 116 条第 1 項の書面にこれと異なる共済責任期間の開始日が記載されているときはその日）の午後 4 時から始まるものとする。ただし、共済責任の開始後においても共済掛金等の払込みを受ける前に生じた損害については、この連合会は、共済金を支払う責めに任じないものとする。

（共済責任期間）

第 93 条 建物共済に係る共済責任期間は、1 年とする。

2 この連合会の建物共済に付される建物に係る共済責任期間の始期を統一するため必要があるときは、前項の規定にかかわらず、建物共済の共済責任期間を 1 年未満とすることができる。

3 前 2 項の共済責任期間は、更新することができる。ただし、その更新の申込みは、当該共済責任期間の満了の日までにしなければならないものとする。

4 建物共済加入者が、大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）第 9 条第 1 項の警戒宣言が発せられ、又は地震若しくは噴火若しくはこれらによる津波（以下「地震等」という。）が発生したため、この連合会が業務を停止し、又は開始しない期間にその共済責任期間が満了した建物共済の共済関係に係る建物を、この連合会が業務を開始した後、この連合会が定める日までに当該共済関係と同一の条件でこの連合会の建物共済に付することを申し込み、かつ、共済掛金等の払込みを行った場合には、当該共済関係の共済責任期間は、更新されたものとみなす。

（共済金額）

第 94 条 建物共済の共済金額は、建物火災共済にあつては 6,000 万円（建物共済資格者のうち農業共済組合、農業協同組合及び農業協同組合連合会に係る建物火災共済にあつては 6,000 万円）、建物総合共済にあつては 2,000 万円を超えない範囲内において、申込者が申し出た金額とする。ただし、同一の共済目的について、同時に建物火災共済及び建物総合共済の共済関係が存するときは、それぞれの共済金額の合計額は 6,500 万円を超えないものとする。

2 建物共済に係る共済責任期間の開始後に共済価額が著しく減少したときは、建物共済加入者は、連合会に対し、将来に向かって、共済金額の減額を請求することができる。

（建物共済掛金率等一覧表の備置き及び閲覧）

第 95 条 理事は、建物共済の共済掛金率、事務費賦課金率、共済金額等を記載した建物共済掛金率等一覧表を作成し、これを事務所に備えて置くものとする。ただし、当該一覧表の内容を、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録及び保存をすれば、その作成と備置きを行わないものとするることができる。

2 理事は、前項に掲げる事項が改定されたときは、当該事項を公告するものとする。

3 建物共済加入者（建物共済の申込者を含む。）は、いつでも、第 1 項の建物共済掛金率等一覧表の閲覧を求めることができる。

（共済掛金等の金額）

第 96 条 建物共済に係る共済掛金等の金額は、共済金額に前条第 1 項の建物共済掛金率等一覧表に掲げる建物共済の共済掛金率を乗じて得た金額及び共済金額に同表の事務費賦課金率を乗じて得た金額の合計額とする。

（共済掛金等の払込期限及び共済掛金の徴収方法）

第 97 条 第 87 条の規定により共済関係が成立した者は、第 88 条第 3 項の承諾の通知に記載された払込期限までに、建物共済に係る共済掛金等をこの連合会に払い込まなければな

らないものとする。

2 前項に規定する払込期限を過ぎて共済掛金等の払込みを受けたときは、この連合会は、あらためて第 87 条の規定による申込みがあったものとみなして取り扱うものとする。

3 第 93 条第 3 項の規定により共済責任期間を更新しようとするときは、建物共済加入者は、当該共済責任期間の満了の日までに、更新後の共済責任期間に対する共済掛金等をこの連合会に払い込まなければならない。

4 この連合会が、次条第 5 項（同条第 6 項において準用する場合を含む。）又は第 102 条第 7 項の規定により共済掛金等の増額をしたときは、当該承諾又は承認の通知が到達した日の翌日から起算して 14 日以内に、譲受人若しくは相続人その他の包括承継人又は建物共済加入者は、当該共済責任期間のうちまだ経過していない期間に対する共済掛金等の差額をこの連合会に払い込まなければならない。

ただし、大規模地震対策特別措置法第 9 条第 1 項の警戒宣言が発せられ、又は地震等が発生したため、この連合会が業務を停止し、又は開始しない期間に、承諾又は承認の通知が到達した日の翌日から起算して 14 日が経過する場合は、譲受人若しくは相続人その他の包括承継人又は建物共済加入者は、この連合会が業務を開始した後、この連合会が定める日までに当該差額を払い込むものとする。

5 前項に規定する払込期限後において、共済掛金等の差額の払込みを受ける前に生じた損害については、この連合会は、共済金を支払う責めに任じないものとする。

6 第 2 条第 6 項の規定は、建物共済に係る共済掛金の払込みの告知について準用する。
(共済目的の譲受けによる共済関係の承継)

第 98 条 建物共済の共済目的である建物の譲受人は、この連合会の承諾を受けて、共済関係に関し譲渡人の有する権利義務を承継することができる。この場合において、承諾の申請につき第 99 条に規定する事由がある場合を除き、この連合会は、その承諾を拒まないものとする。

2 前項の規定による承諾を受けようとする譲受人は、当該譲受けの日から 14 日以内に、その者の住所（譲受人が法人である場合には、その事務所の所在地）、共済目的である建物の所在地番その他共済目的である建物の状況を明らかにする書面を添えて、この連合会に承諾の申請をしなければならない。

3 この連合会は、前項の規定による申請があったときは、遅滞なく、承諾するかどうかを決定して譲受人に通知するものとする。

4 第 1 項の規定による権利義務の承継は、その承諾の時（共済目的の譲受けの前に承諾があった場合は、譲受けの時）からその効力を生ずる。

5 第 2 項の申請を受けた場合において、この連合会がその申請を承諾したときは、この連合会は、共済掛金等の増額をすることができるものとする。この場合において共済掛金等の増額は将来に向ってのみ効力を有する。

6 建物共済の共済目的である建物について相続その他の包括承継があった場合には前 5 項の規定を準用する。

(損害防止の義務及び指導)

第 99 条 建物共済加入者は建物共済の共済目的について通常すべき管理その他損害防止を怠ってはならない。

2 この連合会は、前項の管理その他損害防止について建物共済加入者を指導することができるものとする。

3 建物共済加入者は、その加入する建物共済の共済目的に第 86 条第 1 号又は第 2 号に掲げる共済事故又はその原因が生じたときは、損害の防止又は軽減に努めなければならない。(損害防止の処置の指示)

第 100 条 この連合会は、建物共済加入者に、損害防止のため特に必要な処置をすべきことを指示することができるものとする。この場合には、その者の負担した費用は、この連合会の負担とする。

(立入調査権)

第 101 条 この連合会は、損害の防止又は認定のため必要があるときは、いつでも建物共済の共済目的のある土地又は工作物に立ち入り、必要な事項を調査することができるものとする。

(通知義務)

第 102 条 次の事実が発生した場合には、建物共済加入者は、その事実の発生が自己の責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、自己の責めに帰することができない事由によるときは遅滞なく、この連合会に通知し、この連合会の承認を申請しなければならない。ただし、第 4 号の場合においてその破損が軽微であるとき、第 5 号の場合においてその改築若しくは増築又は構造の変更が軽微であるとき及び第 6 号から第 8 号までの場合においてその事実がなくなったときは、この限りでない。

(1) 共済目的について他の保険者又は共済事業を行う者と保険契約又は共済契約を締結すること。

(2) 共済目的を譲渡すること。

(3) 共済目的を解体すること。

(4) 共済目的が共済事故以外の原因により破損したこと。

(5) 共済目的である建物を改築し、若しくは増築し、又はその構造を変更し、又は引き続き 15 日以上にわたって修繕すること。

(6) 共済目的である建物を引き続き 30 日以上にわたって空家又は無人とすること。

(7) 共済目的を他の場所に移転すること。ただし、共済事故を避けるために他に搬出した場合における 5 日間については、この限りでない。

(8) 前各号に掲げることのほか、共済目的について危険が著しく増加すること。

2 建物共済加入者が前項の規定による義務を怠ったときは、この通知前に生じた損害については、この連合会は、共済金を支払う責めに任じないものとする。

3 この連合会は、第 1 項の事実が発生した場合には、その事実を承認した場合を除き、建物共済の共済関係を解除することができる。

4 前項の規定により共済関係を解除したときは、この連合会は既に払込みを受けた共済掛金の一部を返還することができる。

5 この連合会は、第 1 項の規定による申請があったときは、その申請を承認するかどうかを決定して、建物共済加入者に通知するものとする。

6 この連合会は、第 1 項の通知を受けた後 7 日以内にその事実の不承認の通知又は共済関係の解除をしないときは、その事実を承認したものとみなす。

7 第 1 項の申請を受けた場合において、この連合会がその申請を承認したときは、この連合会は、共済掛金等の増額又は減額をすることができるものとする。この場合において、共済掛金等の増額又は減額は将来に向ってのみ効力を有する。

(危険の減少)

第 103 条 建物共済に係る共済関係の成立後に、当該共済関係によりてん補することとされる損害の発生の可能性が著しく減少したときは、建物共済加入者は、この連合会に対し、将来に向かって、共済掛金について、減少後の当該損害の発生の可能性に対応する共済掛金に至るまでの減額を請求することができる。

(事故等発生通知義務)

第 104 条 建物共済加入者は、共済事故が発生したときは、遅滞なく、その旨をこの連合会に通知しなければならない。

2 建物共済加入者は、共済金の支払を受けるべき損害があると認めたときは、遅滞なく、次の各号に掲げる事項をこの連合会に通知しなければならない。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害の発生日月日
- (3) 災害によって被害を受けた場所その他災害によって生じた損害の状況
- (4) その他災害の状況が明らかとなる事項

3 建物共済加入者は、この連合会の要求があるときは、前項の損害に関する書類をこの連合会に提出しなければならない。

(損害)

第 105 条 建物共済の損害は、建物火災共済にあつては、第 1 号から第 6 号までに、建物総合共済にあつては、第 1 号から第 3 号まで並びに第 5 号及び第 6 号に掲げるものとする。

- (1) 共済事故により生じた共済価額（その損害が生じた地及び時における共済目的の価額をいう。以下同じ。）の減少
- (2) 前号の損害を生じた共済目的の残存物の取り壊し費用、取片付け清掃費用及び搬出費用（以下「残存物取片付け費用」という。）
- (3) 第 1 号の損害（火災等による損害に限る。）の額が共済価額の 100 分の 80 以上となった場合に特別に要する費用（以下「特別費用」という。）
- (4) 地震等を直接又は間接の原因とする火災により共済目的が次のイ又はロに該当するに至った場合に臨時に生ずる費用（以下「地震火災費用」という。）

イ 共済目的が建物であるときには、当該建物の主要構造部の火災による共済価額の減少が当該建物の共済価額の 100 分の 20 以上又は当該建物の焼失した部分の床面積の当該建物の延べ床面積に対する割合が 100 分の 20 以上

ロ 共済目的に家具類又は農機具が含まれるときには、当該家具類若しくは農機具を収容する建物の主要構造部の火災による共済価額の減少が当該建物の共済価額の 100 分の 20 以上、当該建物の焼失した部分の床面積の当該建物の延べ床面積に対する割合が 100 分の 20 以上又は家具類若しくは農機具の共済価額の減少が当該家具類若しくは農機具の共済価額の 100 分の 80 以上

(5) 建物共済加入者が、第 109 条第 3 項の規定による損害の防止又は軽減に努めたときに支出される次のイからハまでに掲げる費用（地震等による火災に関するものを除く。）のうち必要又は有益な部分（以下「損害防止軽減費用」という。）

イ 消火活動のために費消した消火薬剤等（水を含む。）の再取得費用

ロ 消火活動に使用したことにより損傷した物（消火活動に従事した者の着用物を含む。）の修理費用又は再取得費用

ハ 消火活動のために緊急に投入された人員又は器材に関する費用（人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用又は謝礼を除く。）

- (6) 共済目的から発生した火災、破裂又は爆発により第三者（他人の所有する物を建物共済に付する建物共済加入者を含み、その物の所有者と生計を共にする同居の親族を除く。）が所有する物に滅失、き損又は汚損（煙損害又は臭気付着による損害を除く。）が生じた場合に、それによって生じる見舞金等に要する費用（以下「失火見舞費用」という。）

（共済金の支払額）

第106条 この連合会は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に掲げる金額を損害共済金（前条第1号の損害について支払われる共済金をいう。以下同じ。）として建物共済加入者に支払うものとする。ただし、建物総合共済の共済関係に係る第1号ロの規定により支払われる損害共済金は、共済金額（共済金額が共済価額を超えるときは、共済価額に相当する金額。以下この条において同じ。）の100分の30に相当する金額を限度とする。

(1) 共済事故が風水害等の自然災害である場合 次のイ又はロの金額

イ 共済事故が地震等による災害以外のものにあつては、当該共済事故によって生じた損害（前条第1号の損害に限る。以下第5項まで及び次節（第126条第7項を除く。）において同じ。）の額（建物総合共済において、風水害等の自然災害（地震等による災害を除く。）によって、その額が共済価額の100分の80未満である損害が生じた場合には、その損害の額から共済価額の100分の5に相当する金額又は1万円のいずれか少ない額を差し引いて得た額）に共済金額の共済価額に対する割合を乗じて得た金額

ロ 共済事故が地震等による災害にあつては、当該共済事故によって生じた損害（建物（畳及び建具を含む。）に係る損害にあつてはその額が当該建物の価額の100分の5に相当する額以上のもの、家具類及び農機具に係る損害にあつては、その額が当該家具類及び農機具の価額の100分の70に相当する額以上又は当該家具類及び農機具を収容する建物の価額の100分の70に相当する額以上のものに限る。）の額に共済金額の100分の30に相当する金額の共済価額に対する割合を乗じて得た金額

(2) 共済事故が火災等である場合 次のイ又はロの金額

イ 共済金額が共済価額の100分の80に相当する金額以上であるときは、当該共済事故によって生じた損害の額に相当する金額（その金額が当該共済金額を超えるときは、当該共済金額に相当する金額）

ロ 共済金額が共済価額の100分の80に相当する金額未満であるときは、当該共済事故によって生じた損害の額に、共済価額の100分の80に相当する金額に対する当該共済金額の割合を乗じて得た金額（その金額が当該共済金額を超えるときは、当該共済金額に相当する金額）

- 2 第100条第1項の規定による義務を怠ったときは、損害の額から防止又は軽減することができたと認められる額を差し引いて得た額を損害の額とみなす。
- 3 同一の共済目的について損害共済金を支払うべき他の保険契約又は共済契約若しくは共済関係（以下「共済関係等」という。）が存する場合において、それぞれの共済関係等につき他の共済関係等がないものとして算出した支払責任額の合計額が損害の額（他の共済関係等において、損害の額を算出する基準がこの共済関係と異なるものがあるときは、それぞれの基準により算出した損害の額のうち最も高い損害の額。以下この項において同じ。）を超えるときは、損害共済金は、第1項の規定にかかわらず、損害の額にこの連合

会の支払責任額の当該合計額に対する割合を乗じて得た金額とする。ただし、他の共済関係等により支払われるべき共済金又は保険金の全部又は一部が支払われず、この共済関係による損害共済金との合計額が損害の額に満たないときは、この共済関係の支払責任額を限度に損害の額に満たない額を加えた金額とする。

- 4 前項の規定にかかわらず、同項により支払うこととなる損害共済金の額の全部又は一部が他の共済関係等から既に支払われている場合は、その額を差し引いた金額とする。
- 5 前2項の場合において、損害が2種以上の共済事故によって生じたときは、同種の共済事故による損害ごとに、これらの項の規定を適用する。
- 6 この連合会は、残存物取片付け費用に相当する金額を残存物取片付け費用共済金として建物共済加入者に支払うものとする。ただし、第1項の規定により算出される損害共済金の額の100分の10に相当する金額を限度とする。
- 7 同一の共済目的について残存物取片付け費用共済金を支払うべき他の共済関係等が存する場合において、それぞれの共済関係等につき他の共済関係等がないものとして算出した支払責任額の合計額が残存物取片付け費用の額を超えるときは、残存物取片付け費用共済金は、前項本文の規定にかかわらず、残存物取片付け費用の額にこの連合会の支払責任額の当該合計額に対する割合を乗じて得た金額とする。ただし、他の共済関係等により支払われるべき共済金又は保険金の全部又は一部が支払われず、この共済関係による残存物取片付け費用共済金との合計額が残存物取片付け費用の額に満たないときは、この共済関係の支払責任額を限度に残存物取片付け費用の額に満たない額を加えた金額とする。
- 8 前項の規定にかかわらず、同項により支払うこととなる残存物取片付け費用共済金の額の全部又は一部が他の共済関係等から既に支払われている場合は、その額を差し引いた金額とする。
- 9 前2項の場合において、損害（前条第2号の損害に限る。）が2種以上の共済事故によって生じたときは、同種の共済事故による損害ごとに、これらの項の規定を適用する。
- 10 この連合会は、特別費用に相当する金額（共済金額に100分の10を乗じて得た金額をいう。）を特別費用共済金として建物共済加入者に支払うものとする。ただし、1共済事故につき、1建物ごとに200万円を限度とする。
- 11 同一の共済目的について特別費用共済金を支払うべき他の共済関係等が存する場合において、それぞれの共済関係等につき他の共済関係等がないものとして算出した支払責任額の合計額が支払限度額（1共済事故につき、1建物ごとに200万円（他の共済関係等に限度額が200万円を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額）とする。以下この項において同じ。）を超えるときは、特別費用共済金は、前項本文の規定にかかわらず、支払限度額にこの連合会の支払責任額の当該合計額に対する割合を乗じて得た金額とする。ただし、他の共済関係等により支払われるべき共済金又は保険金の全部又は一部が支払われず、この共済関係による特別費用共済金との合計額が支払限度額に満たないときは、この共済関係の支払責任額を限度に支払限度額に満たない額を加えた金額とする。
- 12 前項の規定にかかわらず、同項により支払うこととなる特別費用共済金の額の全部又は一部が他の共済関係等から既に支払われている場合は、その額を差し引いた金額とする。
- 13 前2項の場合において、損害（前条第3号の損害に限る。）が2種以上の共済事故によって生じたときは、同種の共済事故による損害ごとに、これらの項の規定を適用する。
- 14 この連合会は、1事故（72時間以内に生じた二以上の地震等による事故は、一括して1事故とみなす。以下同じ。）につき、1建物ごとに地震火災費用に相当する金額（共済金

額に 100 分の 5 を乗じて得た金額をいう。) を地震火災費用共済金として建物火災共済加入者に支払うものとする。

- 15 同一の共済目的について地震火災費用共済金を支払うべき他の共済関係等が存する場合において、それぞれの共済関係等につき他の共済関係等がないものとして算出した支払責任額の合計額が支払限度額（1 事故につき、1 建物ごとに共済価額に100分の 5（他の共済関係等に支払割合が100分の 5 を超えるものがあるときは、これらの支払割合のうち最も高い割合）を乗じて得た額。以下この項において同じ。）を超えるときは、地震火災費用共済金は、前項本文の規定にかかわらず、支払限度額にこの連合会の支払責任額の当該合計額に対する割合を乗じて得た金額とする。。ただし、他の共済関係等により支払われるべき共済金又は保険金の全部又は一部が支払われず、この共済関係による地震火災費用共済金との合計額が支払限度額に満たないときは、この共済関係の支払責任額を限度に支払限度額に満たない額を加えた金額とする。
- 16 前項の規定にかかわらず、同項により支払うこととなる地震火災費用共済金の額の全部又は一部が他の共済関係等から既に支払われている場合は、その額を差し引いた金額とする。
- 17 この連合会は、損害防止軽減費用に相当する金額（損害防止軽減費用の額に共済価額の 100 分の 80 に相当する金額に対する共済金額の割合を乗じて得た金額（その金額が損害防止軽減費用の額を超えるときは、損害防止軽減費用の額）をいう。）を損害防止費用共済金として建物共済加入者に支払うものとする。
- 18 同一の共済目的について損害防止費用共済金を支払うべき他の共済関係等が存する場合において、それぞれの共済関係等につき他の共済関係等がないものとして算出した支払責任額の合計額が損害防止軽減費用の額を超えるときは、損害防止費用共済金は、前項本文の規定にかかわらず、損害防止軽減費用の額にこの連合会の支払責任額の当該合計額に対する割合を乗じて得た金額とする。ただし、他の共済関係等により支払われるべき共済金又は保険金の全部又は一部が支払われず、この共済関係による損害防止費用共済金との合計額が損害防止軽減費用の額に満たないときは、この共済関係の支払責任額を限度に損害防止軽減費用の額に満たない額を加えた金額とする。
- 19 前項の規定にかかわらず、同項により支払うこととなる損害防止費用共済金の額の全部又は一部が他の共済関係等から既に支払われている場合は、その額を差し引いた金額とする。
- 20 前 2 項の場合において、損害（前条第 5 号の損害に限る。）が 2 種以上の共済事故によって生じたときは、同種の共済事故による損害ごとに、これらの項の規定を適用する。
- 21 この連合会は、失火見舞費用に相当する金額（1 共済事故につき、1 世帯又は 1 法人（以下「被災世帯」という。）ごとに 20 万円）を失火見舞費用共済金として建物共済加入者に支払うものとする。ただし、共済事故ごとに共済金額に 100 分の 20 を乗じて得た金額を限度とする。
- 22 同一の共済目的について失火見舞費用共済金を支払うべき他の共済関係等が存する場合において、それぞれの共済関係等につき他の共済関係等がないものとして算出した支払責任額の合計額が支払限度額（1 共済事故につき、1 被災世帯ごとに 20 万円（他の共済関係等に限度額が 20 万円を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額）とする。以下この項において同じ。）を超えるときは、失火見舞費用共済金は、前項本文の規定にかかわらず、支払限度額にこの連合会の支払限度額の当該合計額に対する割合を乗じ

て得た金額とする。ただし、他の共済関係等により支払われるべき共済金又は保険金の全部又は一部が支払われず、この共済関係による失火見舞費用共済金との合計額が支払限度額に満たないときは、この共済関係の支払責任額を限度に支払限度額に満たない額を加えた金額とする。

23 前項の規定にかかわらず、同項により支払うこととなる失火見舞費用共済金の額の全部又は一部が他の共済関係等から既に支払われている場合は、その額を差し引いた金額とする。

24 前2項の場合において、損害（前条第6号の損害に限る。）が2種以上の共済事故によって生じたときは、同種の共済事故による損害ごとに、これら項の規定を適用する。

（共済金の仮渡し）

第107条 この連合会は、建物共済に係る共済金の仮渡しをすることができる。

（共済金支払の免責）

第108条 この連合会は、次の場合には、建物共済に係る共済金の支払の責めを免れるものとする。

- （1） 建物共済加入者が第100条の規定による指示に従わなかったとき。
- （2） 建物共済加入者が第101条の規定による損害の認定のための調査を妨害したとき。
- （3） 建物共済加入者が第104条第1項及び第2項の規定による通知を怠り又は故意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。
- （4） 建物共済加入者が第104条第3項の規定による書類に故意に不実のことを表示し、又はその書類を偽造し、若しくは変造したとき。

2 この連合会は、次に掲げる損害については建物共済に係る共済金を支払う責めに任じないものとする。

- （1） 戦争その他の変乱によって生じた損害
- （2） 共済目的の性質又は瑕疵によって生じた損害
- （3） 建物共済加入者又はその者の法定代理人（建物共済加入者以外の者で共済金を受けべき者があるときはその者又はその者の法定代理人を含む。）の故意又は重大な過失又は法令違反によって生じた損害。ただし、建物共済加入者が損害賠償の責任を負うことによって生じることのある損失をてん補するために、他人の所有するものを共済に付したときは、「故意又は重大な過失」とあるのは、「故意」とする。
- （4） 建物共済加入者と同一の世帯に属する親族の故意によって生じた損害（その親族が建物共済加入者に共済金を取得させる目的がなかった場合を除く。）

（支払責任のない損害）

第109条 この連合会は、建物火災共済にあつては、第1号から第3号まで、建物総合共済にあつては、第2号及び第3号に掲げる損害について、建物共済に係る共済金を支払う責めに任じないものとする。

- （1） 地震等によって生じた共済事故による損害。ただし、第106条第14項の地震火災費用共済金については、この限りではない。
- （2） 原子力によって生じた共済事故による損害
- （3） 共済事故の際における共済目的の紛失又は盗難による損害

（損害額の算定）

第109条の2 建物共済において、この連合会と当該建物共済加入者との間であらかじめ定めた共済価額があるときは、てん補すべき損害の額は、当該あらかじめ定めた共済価額に

よって算定する。ただし、当該あらかじめ定めた共済価額が共済価額を著しく超えていることをこの連合会が証明した場合は、てん補すべき損害の額は、当該共済価額によって算定する。

(超過共済)

第110条 建物共済の共済関係の成立時において共済金額が共済価額を超えていたことにつき建物共済加入者が善意でかつ重大な過失がなかったときは、建物共済加入者は、その超過部分について、当該共済関係を取り消すことができる。

(共済関係無効の効果)

第111条 建物共済の共済関係の全部又は一部が無効である場合において、建物共済加入者が善意であり、かつ、重大な過失がないときは、建物共済加入者は、この連合会に対して共済掛金の全部又は一部の返還を請求することができるものとする。

(告知義務違反による解除)

第112条 建物共済加入者は、第87条の規定による申込みの当時、建物共済に係る共済関係が成立することによりてん補することとされる損害の発生の可能性に関する重要な事項のうちこの連合会が告知を求めたものについて、事実の告知をしなければならない。

2 この連合会は、建物共済加入者が、前項に基づきこの連合会が告知を求めたものについて、故意若しくは重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、当該建物共済の共済関係を解除することができる。

3 この連合会は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、共済関係を解除することができない。

(1) 第87条の規定による申込みの承諾の当時において、この連合会が前項の事実を知り、又は過失によって知らなかったとき。

(2) この連合会のために共済関係の成立のための行為の媒介を行うことができる者(この連合会のために共済関係の成立のための行為の代理を行うことができる者を除く。以下「共済媒介者」という。)が、建物共済加入者が前項の事実の告知をすることを妨げたとき。

(3) 共済媒介者が、建物共済加入者に対し、前項の事実の告知をせず、又は不実の告知をすることを勧めたとき。

4 前項第2号及び第3号の規定は、当該各号に規定する共済媒介者の行為がなかったとしても建物共済加入者が第2項の事実の告知をせず、又は不実の告知をしたと認められる場合には、適用しない。

5 第2項の規定による解除権は、この連合会が同項の規定による解除の原因があることを知った時から1箇月間行使しないときは、消滅する。

(重大事由による解除)

第112条の2 この連合会は、次に掲げる事由がある場合には、建物共済に係る共済関係を解除するものとする。

(1) 建物共済加入者が、この連合会に当該共済関係に基づく共済金の給付を行わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと。

(2) 建物共済加入者が、当該共済関係に基づく共済金の給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと。

(3) 前2号に掲げるもののほか、この連合会の建物共済加入者に対する信頼を損ない、当該共済関係の存続を困難とする重大な事由

(解除の効力)

第113条 建物共済に係る共済関係の解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。

2 この連合会は、次の各号に掲げる規定により建物共済に係る共済関係の解除をした場合には、当該各号に定める損害をてん補する責任を負わない。

(1) 第112条第2項 解除がされた時までに発生した共済事故による損害。ただし、同項の事実に基づかずに発生した共済事故による損害については、この限りでない。

(2) 前条 同条各号に掲げる事由が生じたときから解除がされた時までに発生した共済事故による損害

(共済関係の失効)

第114条 建物共済の共済目的について譲渡又は相続その他の包括承継があったときは、第98条第1項(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定により譲受人又は相続人その他の包括承継人が当該建物共済の共済関係に関し譲渡人又は被相続人その他の被包括承継人の有する権利義務を承継した場合を除き、当該共済関係は、その譲渡又は相続その他の包括承継があった時からその効力を失う。

2 建物共済の共済目的が共済事故以外の事由により滅失したときは、当該建物共済の共済関係は、その滅失した時からその効力を失う。

3 前項の場合において、その滅失が建物共済加入者の責めに帰すことのできない事由によるときは、この連合会は、既に払込みを受けた共済掛金の全部又は一部を返還することができるものとする。

(共済関係の消滅)

第115条 建物共済加入者が建物共済資格者でなくなったときは、その時の属する共済責任期間の満了の時に、建物共済の共済関係は消滅するものとする。

2 建物共済の共済関係は、第105条第1号の損害の額が共済価額の100分の80以上となったときに消滅するものとする。

(共済関係成立時の書面交付)

第116条 この連合会は、建物共済に係る共済関係が成立したときは、遅滞なく、建物共済加入者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

(1) 連合会の名称

(2) 建物共済加入者の氏名又は名称

(3) 共済事故

(4) 共済責任期間の始期及び終期

(5) 共済金額

(6) 共済目的を特定するために必要な事項(建物の所在地番、種類、構造等)

(7) 家具類又は農機具を共済目的とした場合には、これを納める建物の所在地番、種類及び構造

(8) 第131条第1項に規定する収容農産物補償特約をした場合には、当該収容農産物補償特約に係る共済目的の種類及び共済責任期間、同項に規定する収容農産物を収容する建物の所在地番、種類及び構造並びに第135条第1項に規定する支払限度額

(9) 加入者共済掛金及び賦課金の合計並びにその支払の方法

(10) 第88条第4項、第102条第1項、第104条及び第129条の通知等をすべき事項

(11) 共済関係の成立年月日

(12) 書面を作成した年月日

2 前項の書面には、連合会長が署名し、又は記名押印しなければならない。
(残存物)

第117条 この連合会は、建物共済の共済目的の全部が滅失した場合において、建物共済加入者が当該共済目的の残存物について有する権利を取得しないものとする。ただし、この連合会が当該共済目的の残存物の所有権を取得する旨の意思表示をして共済金を支払った場合は、この限りでない。

(第三者に対する権利の取得)

第118条 この連合会は、共済金の支払を行ったときは、次に掲げる額のうちいずれか少ない額を限度として、共済事故による損害が生じたことにより建物共済加入者が取得する債権(以下この条において「建物共済加入者債権」という。)について当然に建物共済加入者に代位する。

(1) この連合会が支払った共済金の額

(2) 建物共済加入者債権の額(前号に掲げる額が共済関係によりてん補すべき損害の額に不足するときは、建物共済加入者債権の額から当該不足額を控除した残額)

2 前項の場合において、同項第1号に掲げる額が共済関係によりてん補すべき損害の額に不足するときは、建物共済加入者は、建物共済加入者債権のうちこの連合会が同項の規定により代位した部分を除いた部分について、当該代位に係るこの連合会の債権に先立って弁済を受ける権利を有する。

(他人の所有する物を建物共済に付した場合)

第119条 他人の物を管理する者が、損害賠償の責任を負うことによって生ずることのある損害をてん補するため当該物を建物共済に付したときは、共済事故に係る損害賠償請求権を有する当該物の所有者は、共済金を請求する権利について先取特権を有する。

2 建物共済加入者は、前項の損害賠償請求権に係る債務について弁済をした金額又は当該物の所有者の承諾があった金額の限度においてのみ、この連合会に対して共済金を請求する権利を行使することができる。

3 第6条第1項の規定にかかわらず、共済金を請求する権利は、第1項の損害賠償請求権を有する所有者に譲り渡し、又は当該損害賠償請求権に関して差し押さえることができる。

(共済掛金率の設定及び変更)

第120条 この連合会は、別に定めるところにより建物共済の共済掛金率を設定し、又は変更するものとする。

(約款)

第121条 この連合会は、建物共済の共済関係の内容を明らかにする約款を定めるものとする。

第2節 建物共済の特約

第1款 新価特約

(新価特約の締結)

第122条 この連合会は、建物共済資格者(農業共済組合、農業協同組合及び農業協同組合連合会を除く。以下この節において同じ。)の建物共済に係る第87条の規定による申込みの承諾の際、その者の申出により、この款の定めるところにより、第105条の規定にかかわらず、この連合会が支払うべき損害共済金に係る損害の額をその損害の生じた地及び時における共済目的の再取得価額(当該共済目的と同一の構造、質、用途、規模、型及び能

力を有する建物を再取得又は再築するに要する費用の額をいう。以下同じ。)によって定める旨の特約(以下「新価特約」という。)をすることができる。

(共済目的の範囲)

第 123 条 新価特約が締結される建物共済(以下「新価特約付建物共済」という。)の共済目的は、第 86 条第 1 号及び第 2 号に掲げる共済目的のうち、その減価割合(再取得価額から共済価額を差し引いて得た額の再取得価額に対する割合をいう。以下同じ。)が 100 分の 50 以下であるものに限るものとする。

(共済金額)

第 124 条 新価特約付建物共済の共済金額は、建物火災共済にあつては 6,000 万円、建物総合共済にあつては 2,000 万円を超えない範囲内において、再取得価額を最高の額として申込者が申し出た金額とする。ただし、同一の共済目的について、同時に建物火災共済及び建物総合共済の共済関係が存するときは、それぞれの共済金額の合計額が 6,500 万円を超えないものとする。

2 前項の共済金額は、次条の規定により新価特約が解除された場合において当該共済金額が共済価額を超えることとなったときは、建物共済加入者はその超える部分の金額に相当する金額の減額を請求することができる。

3 前項の規定により共済金額を減額したときは、この連合会は、その減額した部分の金額に対応する共済掛金を返還するものとする。

(新価特約の解除)

第 125 条 この連合会は、新価特約付建物共済の共済目的について共済事故以外の原因により損害が生じた場合において、その減価割合が 100 分の 50 を超えることとなったときは、当該新価特約を解除するものとする。

(共済金の支払額)

第 126 条 この連合会は、第 106 条第 1 項の規定にかかわらず新価特約付建物共済に係る損害共済金として、次に掲げる場合に当該各号に掲げる金額を建物共済加入者に支払うものとする。ただし、建物総合共済の共済関係に係る第 1 号ロの規定により支払われる損害共済金は、共済金額(共済金額が再取得価額を超えるときは、再取得価額に相当する金額。以下この条において同じ。)の 100 分の 30 に相当する金額を限度とする。

(1) 共済事故が風水害等の自然災害である場合 次のイ又はロの金額

イ 共済事故が地震等による災害以外のものにあつては、当該共済事故によって生じた損害の額(建物総合共済において、風水害等の自然災害)地震等による災害を除く。)によって、その額が再取得価額の 100 分の 80 未満である損害が生じた場合には、その損害の額から再取得価額の 100 分の 5 に相当する金額又は 1 万円のいずれか少ない額を差し引いて得た額)に共済金額の再取得価額に対する割合を乗じて得た金額

ロ 共済事故が地震等による災害にあつては、当該共済事故によって生じた損害(建物(畳及び建具を含む。))に係る損害にあつては、その額が当該建物の再取得価額の 100 分の 5 に相当する額以上のもの、家具類及び農機具に係る損害にあつては、その額が当該家具類及び農機具の再取得価額の 100 分の 70 に相当する額以上又は当該家具類及び農機具を収容する建物の再取得価額の 100 分の 70 に相当する額以上のものに限る。)の額)に共済金額の 100 分の 30 に相当する金額の再取得価額に対する割合を乗じて得た金額

(2) 共済事故が火災等である場合 次のイ又はロの金額

イ 共済金額が再取得価額の 100 分の 80 に相当する金額以上であるときは、当該共済事故によって生じた損害の額に相当する金額（その金額が当該共済金額を超えるときは、当該共済金額に相当する金額）

ロ 共済金額が再取得価額の 100 分の 80 に相当する金額未満であるときは、当該共済事故によって生じた損害の額に、再取得価額の 100 分の 80 に相当する金額に対する当該共済金額の割合を乗じて得た金額（その金額が当該共済金額を超えるときは、当該共済金額に相当する金額）

2 新価特約付建物共済の共済目的である建物について、他の共済関係等が存する場合において、それぞれの共済関係等につき他の共済関係等がないものとして算出した支払責任額の合計額が損害の額を超えるときは、損害共済金は、前項の規定にかかわらず、損害の額にこの連合会の支払責任額の当該合計額に対する割合を乗じて得た金額とする。この場合において、前段の規定による損害共済金の額と他の共済関係等により支払われる共済金又は保険金の額の合計額が損害の額に満たないときは、この連合会は、前段の規定にかかわらず、損害の額から他の共済関係等があるものとして他の共済関係等により支払われる共済金又は保険金を差し引いて得た金額を損害共済金とし、同項の規定により算出される額を限度として支払うものとする。ただし、他の共済関係等により支払われるべき共済金又は保険金の全部又は一部が支払われず、この共済関係による損害共済金との合計額が損害の額に満たないときは、この共済関係の支払責任額を限度に損害の額に満たない額を加えた金額とする。

3 前項の規定にかかわらず、同項により支払うこととなる損害共済金の額の全部又は一部が他の共済関係等から既に支払われている場合は、その額を差し引いた金額とする。

4 前 2 項の場合において、損害が 2 種以上の共済事故によって生じたときは、同種の共済事故による損害ごとに、これらの項の規定を適用する。

5 新価特約付建物共済に係る残存物取片付け費用共済金の額は、第 106 条第 6 項ただし書の規定にかかわらず、第 1 項の規定により算出される損害共済金の額の 100 分の 10 に相当する金額を限度とする。

6 新価特約付建物共済の共済目的である建物について、残存物取片付け費用共済金を支払うべき他の共済関係等が存する場合において、それぞれの共済関係等につき他の共済関係等がないものとして算出した支払責任額の合計額が残存物取片付け費用の額を超えるときは、残存物取片付け費用共済金は、第 106 条第 6 項本文の規定にかかわらず、残存物取片付け費用の額にこの連合会の支払責任額の当該合計額に対する割合を乗じて得た金額とする。ただし、他の共済関係等により支払われるべき共済金又は保険金の全部又は一部が支払われず、この共済関係による残存物取片付け費用共済金との合計額が残存物取片付け費用の額に満たないときは、この共済関係の支払責任額を限度に残存物取片付け費用の額に満たない額を加えた金額とする。

7 前項の規定にかかわらず、同項により支払うこととなる残存物取片付け費用共済金の額の全部又は一部が他の共済関係等から既に支払われている場合は、その額を差し引いた金額とする。

8 前 2 項の場合において、損害（第 105 条第 2 号の損害に限る。）が 2 種以上の共済事故によって生じたときは、同種の共済事故による損害ごとに、これらの項の規定を適用する。

第2款 臨時費用担保特約

(臨時費用担保特約)

第127条 この連合会は、建物共済資格者の建物共済に係る第87条の規定による申込みの承諾の際、その者の申出により、この款の定めるところにより、共済事故によって生じた損害に伴う臨時の費用の額を臨時費用共済金として支払う旨の特約をすることができる。
(臨時費用共済金の額)

第128条 前条の臨時費用共済金の額は、第106条第1項又は第126条第1項の損害共済金の額の100分の20に相当する金額とする。ただし、1共済事故につき、1建物ごとに250万円を限度とする。

2 前項の場合において、第4項に掲げる者が、被害の日から200日以内に死亡又は後遺障害(火災等に直接起因するものに限る。)を被ったときは、前項の金額に1名ごとに共済金額の100分の30に相当する金額(以下「死亡・後遺障害費用共済金」という。)を加算するものとする。ただし、1回の共済事故につき1名ごとに200万円を限度とする。

3 前項に規定する死亡・後遺障害費用共済金は、建物共済加入者(建物共済加入者が死亡したときは、その法定相続人)に支払うものとする。ただし、法定相続人が2人以上いる場合には、その受取割合は、法定相続分の割合とする。

4 死亡・後遺障害費用共済金の対象者は、次のとおりとする。

(1) 建物共済加入者及び共済目的の所有者(建物共済加入者及び共済目的の所有者が法人であるときは、その理事、取締役若しくはその他の機関にある者)

(2) 建物共済加入者及び共済目的の所有者の親族

(3) 建物共済加入者及び共済目的の所有者の使用人

(4) 第116条第1項の書面記載の建物に居住している者

5 同一の共済目的について、臨時費用共済金を支払うべき他の共済関係等が存する場合において、それぞれの共済関係等につき他の共済関係等がないものとして算出した支払責任額の合計額が第1項に規定する限度額を超えるときは、臨時費用共済金の額は、同項に規定する限度額(他の共済関係等に、1共済事故につき、1建物ごとに250万円を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額)にこの連合会の支払責任額の当該合計額に対する割合を乗じて得た金額とする。ただし、他の共済関係等により支払われるべき共済金又は保険金の全部又は一部が支払われず、この共済関係による臨時費用共済金との合計額が同項の限度額に満たないときは、この共済関係の支払責任額を限度に同項の限度額に満たない額を加えた金額とする。

6 前項の規定にかかわらず、同項により支払うこととなる臨時費用共済金の額の全部又は一部が他の共済関係等から既に支払われている場合は、その額を差し引いた金額とする。

7 前2項の場合において、損害が2種以上の共済事故によって生じたときは、同種の共済事故による損害ごとに、これらの項の規定を適用する。

8 同一の共済目的について、死亡・後遺障害費用共済金を支払うべき他の共済関係が存する場合において、それぞれの共済関係につき他の共済関係がないものとして算出した支払責任額の合計額が第2項に規定する限度額を超えるときは、死亡・後遺障害費用共済金は、同項に規定する限度額にこの共済関係の支払責任額の当該合計額に対する割合を乗じて得た金額とする。

(死亡・後遺障害発生通知)

第129条 建物共済加入者(建物共済加入者が死亡した場合は法定相続人)は、火災等によ

って共済目的に損害が発生し、かつ、前条第4項に掲げる者が死亡又は後遺障害を被ったときは、遅滞なく、この連合会に通知するものとする。

第3款 費用共済金不担保特約

(費用共済金不担保特約の締結)

第130条 この連合会は、建物共済資格者の建物共済に係る第87条の規定による申込みの承諾の際、その者の申出により、この款の定めるところにより、第105条第1項第2号から第6号までに規定する損害に係る共済金（以下この項において「費用共済金」という。）について、第106条第6項、第10項、第14項、第17項及び第21項の規定にかかわらず、この連合会が支払うべき費用共済金を支払わない旨の特約（「費用共済金不担保特約」という。）をすることができる。

第4款 収容農産物補償特約

(収容農産物補償特約の締結)

第131条 この連合会は、建物共済資格者の建物総合共済に係る第87条の規定による申込みの承諾の際、その者の申出により、この款の定めるところにより、共済事故によって当該申込みに係る建物に収容される農産物（出荷前の一時保管又は販売目的の保管をしているもの及び乾燥・調製等の作業中のものを含む。以下「収容農産物」という。）に生じた損害を填補する旨の特約（以下「収容農産物補償特約」という。）をすることができる。

2 収容農産物補償特約は、共済目的の種類ごとにするものとする。

(共済目的の種類)

第132条 収容農産物補償特約に係る共済目的の種類は、次の各号のいずれかに掲げる収容農産物から建物共済資格者が選択したものとする。

(1) 米穀

(2) 麦

(3) 大豆

(共済責任期間)

第133条 収容農産物補償特約に係る共済責任期間は、次の各号のいずれかに掲げる期間から建物共済資格者が選択したものとする。

(1) 120日以下の期間で、建物共済資格者が申し出た始期から終期までの期間

(2) 収容農産物補償特約付建物総合共済の共済責任期間と同一の期間

(共済掛金の金額)

第134条 収容農産物補償特約に係る共済掛金の金額は、前条第1号に掲げる期間を共済責任期間とする場合にあっては次条第1項の単位当たり700円とし、前条第2号に掲げる期間を共済責任期間とする場合にあっては、次条第1項の単位当たり2,100円とする。

(収容農産物損害共済金の支払額)

第135条 収容農産物補償特約に係る共済金（以下「収容農産物損害共済金」という。）の金額は、共済事故によって共済目的に生じた損害の額に相当する金額とする。ただし、共済目的の種類ごとに、100万円以上500万円以下の範囲内において、100万円を単位として建物共済資格者が申し出た金額を収容農産物損害共済金の支払の限度額（次項において「支払限度額」という。）とする。

2 共済事故が地震等である場合は、前項の規定にかかわらず、収容農産物損害共済金の金

額は、前項の損害の額の100分の30に相当する金額とする。ただし、共済目的の種類ごとに、支払限度額に100分の30を乗じて得た金額を収容農産物損害共済金の支払の限度額とする。

3 第1項の損害の額が1万円に満たない場合は、前2項の規定にかかわらず、収容農産物損害共済金を支払わないものとする。

4 第1項又は第2項の場合において、収容農産物損害共済金を支払うべき他の共済関係等があるときは、第106条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5款 継続申込特約

(継続申込特約の締結)

第136条 この連合会は、建物共済資格者の建物共済に係る第87条の規定による申込みの承諾の際、その者の申出により、この款の定めるところにより、当該申込みに係る第97条第1項の払込みの日から1年を下らず2年を超えない範囲内でその者が申出した期間内に到来する共済責任期間満了の日に第93条第3項の規定による更新の申込みがあったものとする特約（以下「継続申込特約」という。）をすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、第7款で定める自動継続特約を付した共済関係には継続申込特約をすることができないものとする。

3 継続申込特約の申出をした建物共済加入者は、第97条第1項の共済掛金等の払込期限までに継続申込特約による更新後の共済責任期間（2回更新する場合にあっては、その共済責任期間のすべて）に対する共済掛金等を一括して払い込まなければならないものとする。

4 第97条第1項に規定する共済掛金等の払込期限までに前項の払込みがされないときは、継続申込特約は、その効力を生じないものとする。

(共済掛金率等の変更)

第137条 この連合会は、継続申込特約が締結される建物共済（以下「継続申込特約付建物共済」という。）の共済掛金率等を変更しようとする場合は、その変更の日以後にはじめて到来する共済責任期間開始の日から変更後の共済掛金率等を適用するものとする。この場合において、この連合会は、その共済責任期間開始の日の10日前までに遅滞なく建物共済加入者にその旨を通知するものとする。

2 この連合会は、前項の規定による変更後の共済掛金率等が適用される共済責任期間開始の日以後の継続申込特約付建物共済の共済掛金等についてこの連合会が定めたところにより算出した過不足額を建物共済加入者に払い戻し、又は追徴するものとする。

第6款 共済掛金等分割払特約

(共済掛金等分割払特約の締結)

第138条 この連合会は、建物共済の共済責任期間が1年間で、かつ、当該共済関係に係る共済掛金等の金額が2万円以上の場合には、建物共済資格者の建物共済に係る第87条の規定による申込みの承諾の際、その者の申出により、この款の定めるところにより、第97条第1項の規定にかかわらず、建物共済の共済掛金等を年2回又は4回に分割して、それぞれ共済掛金等の2分の1ずつ又は4分の1ずつを払い込む旨の特約（「共済掛金等分割払特約」という。）をすることができる。

2 建物共済加入者は、前項の規定により共済掛金等を2回又は4回に分割して払い込むこ

とを認められた場合には、第 88 条第 3 項の承諾の通知に記載された払込期限までに前項の規定により分割して払い込まれる共済掛金等（以下「分割共済掛金等」という。）の第 1 回分をこの連合会に払い込まなければならないものとし、第 2 回以降の分割共済掛金等を、2 回に分割して払い込む場合にあっては第 1 回分の払込期限から起算して 6 か月を経過した日までに、4 回に分割して払い込む場合にあっては第 1 回分の払込期限の日からそれぞれ 3 か月を経過した日、6 か月を経過した日及び 9 か月を経過した日までにこの連合会に払い込まなければならないものとする。

3 前項の場合において、第 2 回以降の分割共済掛金等の払込期限後 14 日間は、払込みの猶予期間とする。

4 共済掛金等分割払特約が締結される建物共済の共済責任は、第 92 条の規定にかかわらず、この連合会が建物共済加入者から第 1 回の分割共済掛金等の払込みを受けた日（第 116 条第 1 項の書面にこれと異なる共済責任期間の開始日が記載されているときはその日）の午後 4 時から始まるものとする。ただし、共済責任の開始後においても第 1 回分の分割共済掛金等を領収する前に生じた損害については、この連合会は、共済金を支払う責めに任じないものとする。

（分割共済掛金等不払の場合の共済関係の解除）

第 139 条 この連合会は、前条第 3 項に規定する猶予期間までに、その猶予期間までに払い込まれるべき分割共済掛金等の払込みがない場合には、この共済関係を解除するものとする。

2 前項に規定する解除は、猶予期間の初日から効力を有する。

3 第 1 項の規定により共済関係を解除したときは、この連合会は払込みを受けた共済掛金等は返還しないものとする。また、解除の効力が生じる日までにこの連合会が共済金を支払うべき損害が生じていたときは、建物共済加入者は未払込の分割共済掛金等の全額を一時に払い込まなければならない。

（共済関係が消滅する場合の分割共済掛金等の払込み）

第 140 条 第 115 条第 2 項の規定により、共済関係が消滅する場合には、建物共済加入者は未払込の分割共済掛金等の全額を一時に払い込まなければならない。

（追加共済掛金等）

第 141 条 第 98 条第 5 項及び第 102 条第 7 項の規定により、この連合会が共済掛金等を追加請求する場合には建物共済加入者はその全額を一時に払い込まなければならない。

第 7 款 自動継続特約

（自動継続特約の締結）

第 142 条 この連合会は、建物共済資格者の建物共済に係る第 87 条の規定による申込みの承諾の際、その者の申出により、この款の定めるところにより、共済責任期間満了の日の属する月の前月 14 日（以下「自動継続意思確認日」という。）までにその者から解除の意思表示がないときは、共済責任期間満了の日に共済責任期間が満了する共済関係と同一の内容で共済責任期間を 1 年とする共済関係の更新（ただし、更新は 2 回とする。）の申込みがあったものとする特約（以下「自動継続特約」という。）をすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、第 5 款で定める継続申込特約を付した共済関係には自動継続特約をすることができないものとする。

3 自動継続特約の申出をした建物共済加入者は、継続前の共済責任期間の満了日までに自

動継続特約による更新後の共済責任期間に対する共済掛金等を払い込まなければならない。
(更新後の共済責任期間に対する共済掛金等の払込期限の猶予)

第142条の2 前条第3項で規定する払込期限後14日を払込みの猶予期間とし、この猶予期間の末日までに、更新後の建物共済に係る共済責任期間に対する共済掛金等の払込みがない場合には、この共済関係を解除するものとする。

2 前項に規定する解除は、継続前の共済責任期間の満了日の午後4時から効力を有する。

3 第92条ただし書の規定にかかわらず、第1項の払込みの猶予期間の末日までに共済掛金等の払込みがあった場合は、継続前の共済責任期間の満了日の午後4時から共済責任が始まったものとみなす。

(共済掛金率等の変更)

第143条 この連合会は、自動継続特約が締結される建物共済の共済掛金率等を変更しようとする場合は、その変更の日以後にはじめて到来する共済責任期間開始の日から変更後の共済掛金率等を適用するものとする。この場合において、この連合会は、自動継続意思確認日の14日前までに遅滞なく建物共済加入者にその旨を通知するものとする。

第3節 農機具共済

第1款 通則

(共済事業)

第144条 この連合会は、この連合会の会員たる農業共済組合、この連合会の会員たる共済事業を行う市町村の共済事業の実施区域内に住所を有する水稻若しくは麦の耕作の業務を営む者(当該区域内に住所を有する法第15条第1項第1号に掲げる者から除外する者として当該市町村の共済事業の実施に関する条例で定める者を除く。)、牛、馬若しくは豚につき養畜の業務を営む者、当該市町村が現に行っている収穫共済においてその共済目的の種類としている果樹につき栽培の業務を営む者(当該市町村が、法第120条の3第1項の規定により、当該栽培の業務を営む者から除外できる者として当該市町村の共済事業の実施に関する条例で定める者を除く。)、当該市町村が現に行っている畑作物共済においてその共済目的の種類としている農作物につき栽培の業務を営む者(当該市町村が法第120条の13第1項の規定により、当該栽培の業務を営む者から除外できる者として当該市町村の共済事業の実施に関する条例で定める者を除く。)若しくは特定園芸施設を所有し若しくは管理する者で農業を営むもの(当該市町村が法第120条の20の規定により、特定園芸施設を所有し若しくは管理する者で農業を営むものから除外できる者として当該市町村の共済事業の実施に関する条例で定める者を除く。)又はこの連合会の区域内に住所を有する農業協同組合若しくは農業協同組合連合会(以下この節及び次節において「農機具共済資格者」と総称する。)から共済掛金の支払を受け、次条に規定する損害について、共済金を交付する事業を行うものとする。

2 前項の規定によりこの連合会が行う事業は、農機具共済とする。

3 農機具共済は、農機具損害共済及び農機具更新共済とする。

(共済目的及び共済事故)

第145条 この連合会は、農機具損害共済にあつては第1号、農機具更新共済にあつては第2号に掲げる共済目的につき、当該各号に掲げる共済事故によって生じた損害について、この連合会との間に農機具共済の共済関係の存する者(以下「農機具共済加入者」という。)に対して共済金を交付するものとする。

(1) 共済目的 農機具（別表第1号に掲げる機種で未使用の状態を取得されたものに限る。次号において同じ。）

共済事故 火災、落雷、破裂又は爆発、物体の落下又は飛来、盗難（未遂を含む。）による盗取又はき損、鳥獣害、第三者行為による不可抗力のき損、風水害、雪害その他の自然災害（地震等及び落雷を除く。）、衝突、接触、墜落、転覆及び異物の巻き込みその他これらに類する稼働中の事故（以下「火災・自然災害等」と総称する。）

(2) 共済目的 農機具

共済事故 火災・自然災害等及び共済責任の終了又は満了に伴う経年減価

2 前項第1号に規定する未使用の状態を取得された農機具以外の農機具は、第196条に規定する付保割合条件付実損填補特約をする場合に限り、農機具損害共済の共済目的とすることができる。

3 農機具共済については第210条に規定する地震等担保特約を付する場合に限り、地震等を共済事故とする。

(共済関係の成立)

第146条 農機具共済の共済関係は、農機具ごとに、農機具共済資格者がその所有し、又は管理する農機具をこの連合会の農機具共済に付することを申し込み、この連合会がその申込みを承諾することによって成立するものとする。

(農機具共済の申込み)

第147条 農機具共済資格者が前条の規定による申込みをしようとするときは、次の事項を記載した農機具共済申込書をこの連合会に提出しなければならない。

(1) 申込者の氏名及び住所（申込者が法人である場合には、その名称、その代表者の氏名及びその事務所の所在地）

(2) 共済責任期間の始期及び終期

(3) 農機具共済の種類、共済目的である農機具の種類及び共済金額（農機具更新共済にあつては、共済金額のほか新調達価額（第163条第1項に規定する新調達価額をいう。）、経年減価額（第187条に規定する経年減価額をいう。）及び減価共済金額（第189条に規定する減価共済金額をいう。第169条において同じ。））

(4) 当該農機具を格納する建物の所在地番又は設置する場所

(5) 当該農機具を他の保険又は共済に付している場合には、その保険者又はその共済事業を行う者の名称及びその保険金額又は共済金額

(6) その他共済目的を明らかにすべき事項

2 農機具損害共済において、農機具の付属装置を共済目的とする場合には、その旨を前項第6号の事項として記載しなければならない。

3 この連合会は、農機具共済資格者から前条の規定による申込みを受けたときは、当該申込みを承諾するかどうかを決定して、これを申込者に通知するものとする。

4 第1項の農機具共済申込書に記載した事項に変更を生じたときは、申込者は、遅滞なく、その旨をこの連合会に通知しなければならない。

(申込みの承諾を拒む場合)

第148条 この連合会は、農機具共済資格者から第146条の規定による申込みを受けたときは、その申込みに係る共済目的につき、農機具共済に付されるとすれば、共済事故の発生することが相当の確実さをもって見通されることその他共済事業の本質に照らし著しく

衡平を欠くこととなり、共済事業の適正な運営を確保することができなくなるおそれがあるため、農機具共済の共済関係を成立させないことを相当とする事由がある場合を除き、その承諾を拒まないものとする。

(共済掛金の払込義務)

第 149 条 農機具共済加入者は、この保険規程で定めるところにより、農機具共済に係る共済掛金をこの連合会に払い込まなければならない。

(事務費の賦課)

第 150 条 この連合会は、毎事業年度、この連合会が第 144 条第 1 項に規定する事業を行うために必要とする事務費を農機具共済加入者に賦課するものとする。

2 前項の事務費の賦課額は、農機具損害共済又は農機具更新共済ごとに、共済金額に総会で定める一定の率を乗じて得た金額とする。

(農機具共済掛金率等一覧表の備置き及び閲覧)

第 151 条 理事は、農機具共済の共済掛金率、事務費賦課金率、共済金額等を記載した農機具共済掛金率等一覧表を作成し、これを事務所に備えて置くものとする。ただし、当該一覧表の内容を、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録及び保存をすれば、その作成と備置きを行わないものとすることができる。

2 理事は、前項に掲げる事項が改定されたときは、当該事項を公告するものとする。

3 農機具共済加入者（農機具共済の申込者を含む。）は、いつでも、第 1 項の農機具共済掛金率等一覧表の閲覧を求めることができる。

(共済掛金率の設定及び変更)

第 152 条 この連合会は、別に定めるところにより農機具共済の共済掛金率を設定し、又は変更するものとする。

(共済目的の譲受けによる共済関係の承継)

第 153 条 農機具共済の共済目的である農機具の譲受人は、この連合会の承諾を受けて、共済関係に関し譲渡人の有する権利義務を承継することができる。この場合において、承諾の申請につき第 148 条に規定する事由がある場合を除き、この連合会は、その承諾を拒まないものとする。

2 前項の規定による承諾を受けようとする譲受人は、当該譲受けの日から 14 日以内に、その者の住所（譲受人が法人である場合には、その事務所の所在地）その他共済目的である農機具の状況を明らかにする書面を添えて、この連合会に承諾の申請をしなければならない。

3 この連合会は、前項の規定による申請があったときは、遅滞なく、承諾するかどうかを決定して譲受人に通知するものとする。

4 第 1 項の規定による権利義務の承継は、その承諾の時（共済目的の譲受けの前に承諾があった場合は、譲受けの時）からその効力を生ずる。

5 第 2 項の申請を受けた場合において、この連合会がその申請を承諾したときは、この連合会は、共済掛金等の増額をすることができるものとする。この場合において、共済掛金等の増額は、将来に向かってのみ効力を有する。

6 農機具共済の共済目的である農機具について相続その他の包括承継があった場合には、前各項の規定を準用する。

(損害防止の義務及び指導)

第 154 条 農機具共済加入者は、農機具共済の共済目的について通常すべき管理及び操作そ

の他損害防止を怠ってはならない。

- 2 この連合会は、前項の管理及び操作その他損害防止について農機具共済加入者を指導することができるものとする。
- 3 農機具共済加入者は、その加入する農機具共済の共済目的に第145条第1項第1号又は第2号に掲げる共済事故又はその原因が生じたときは、損害の防止又は軽減に努めなければならない。

(損害防止の処置の指示)

第155条 この連合会は、農機具共済加入者に、損害防止のため特に必要な処置をすべきことを指示することができるものとする。この場合には、その者の負担した費用は、この連合会の負担とする。

(立入調査権)

第156条 この連合会は、損害の防止又は認定のため必要があるときは、いつでも、農機具共済の共済目的のある土地又は工作物に立ち入り、必要な事項を調査することができるものとする。

(通知義務)

第157条 次の事実が発生した場合には、農機具共済加入者は、その事実の発生が自己の責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、自己の責めに帰することができない事由によるときは遅滞なく、この連合会に通知し、この連合会の承認を申請しなければならない。ただし、第5号の場合においてその破損が軽微であるとき及び第7号の場合においてその事実がなくなったときは、この限りでない。

- (1) 共済目的について他の保険者又は共済事業を行う者と保険契約又は共済契約を締結すること。
- (2) 共済目的を譲渡すること。
- (3) 共済目的を解体し、又は廃棄すること。
- (4) 共済目的について用途を変更し、又は著しく改造すること。
- (5) 共済目的が共済事故以外の原因により破損し、又は滅失したこと。
- (6) 共済目的を格納する建物又は共済目的を設置する場所を変更すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、共済目的について危険が著しく増加すること。

- 2 農機具共済加入者が前項の規定による義務を怠ったときは、この通知前に生じた損害については、この連合会は、共済金（共済責任の終了又は満了に伴う経年減価によって生じた損害について支払うものを除く。以下「災害共済金」という。）を支払う責めに任じないものとする。
- 3 この連合会は、第1項の事実が発生した場合には、その事実を承認した場合を除き、農機具共済の共済関係を解除することができる。
- 4 第項の規定により共済関係を解除したときは、この連合会は、既に払込みを受けた共済掛金の一部を返還することができる。
- 5 この連合会は、第1項の規定による申請があったときは、その申請を承認するかどうかを決定して、農機具共済加入者に通知するものとする。
- 6 この連合会は、第1項の通知を受けた後7日以内にその事実の不承認の通知又は共済関係の解除をしないときは、その事実を承認したものとみなす。
- 7 農機具損害共済にあっては、第1項の申請を受けた場合において、この連合会がその申請を承認したときは、この連合会は、共済掛金等の増額又は減額をすることができるもの

とする。この場合において、共済掛金等の増額又は減額は、将来に向かってのみ効力を有する。

(危険の減少)

第158条 農機具共済に係る共済関係の成立後に、当該共済関係によりてん補することとされる損害の発生の可能性が著しく減少したときは、農機具共済加入者は、この連合会に対し、将来に向かって、共済掛金について、減少後の当該損害の発生の可能性に対応する共済掛金に至るまでの減額を請求することができる。

(事故等発生通知義務)

第159条 農機具共済加入者は、共済事故が発生したときは、遅滞なく、その旨をこの連合会に通知しなければならない。

2 農機具共済加入者は、災害共済金の支払を受けるべき損害があると認めるときは、遅滞なく、次に掲げる事項をこの連合会に通知しなければならない。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害の発生年月日
- (3) 災害によって被害を受けた場所その他災害によって生じた損害の状況
- (4) その他災害の状況が明らかとなる事項

3 農機具共済加入者は、この連合会の要求があるときは、前項の損害に関する書類をこの連合会に提出しなければならない。

(共済金の仮渡し)

第160条 この連合会は、農機具共済に係る災害共済金の仮渡しをすることができる。

(共済金支払の免責)

第161条 この連合会は、次の場合には、農機具共済に係る災害共済金の支払の責めを免れるものとする。

- (1) 農機具共済加入者が第155条の規定による指示に従わなかったとき。
- (2) 農機具共済加入者が第156条の規定による損害の認定のための調査を妨害したとき。
- (3) 農機具共済加入者が第159条第1項及び第2項の規定による通知を怠り、又は故意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。
- (4) 農機具共済加入者が第159条第3項の規定による書類に故意に不実のことを表示し、又はその書類を偽造し、若しくは変造したとき。

2 この連合会は、次に掲げる損害については、農機具共済に係る災害共済金を支払う責めに任じないものとする。

- (1) 戦争その他の変乱によって生じた損害
- (2) 共済目的の性質又は瑕疵によって生じた損害
- (3) 農機具共済加入者又はその者の法定代理人（農機具共済加入者以外の者で災害共済金を受けるべき者があるときは、その者又はその者の法定代理人を含む。）の故意又は重大な過失によって生じた損害。ただし、農機具共済加入者が損害賠償の責任を負うことによって生じることのある損失をてん補するために、他人の所有するものを共済に付したときは、「故意又は重大な過失」とあるのは、「故意」とする。
- (4) 農機具共済加入者と同一の世帯に属する親族の故意によって生じた損害（その親族が農機具共済加入者に災害共済金を取得させる目的がなかった場合を除く。）

(支払責任のない損害)

第 162 条 この連合会は、次に掲げる損害について、農機具共済に係る災害共済金を支払う責めに任じないものとする。

- (1) 地震等によって生じた共済事故による損害
 - (2) 原子力によって生じた共済事故による損害
 - (3) 運転者の故意若しくは重大な過失又は法令違反によって生じた損害
 - (4) 農機具更新共済にあつては、第 193 条第 1 項の規定により共済関係が復活した場合において、当該共済関係の失効したときから復活したときまでの期間に火災・自然災害等により生じた損害
 - (5) 故障、摩滅、腐食、さびその他自然消耗によって生じた損害
 - (6) 凍結によって生じた損害
 - (7) 消耗部品にのみ生じた損害
 - (8) 農作業以外の使用目的による事故によって生じた損害
- (損害額の算定)

第 162 条の 2 農機具共済において、この連合会と当該農機具共済加入者との間であらかじめ定めた共済価額があるときは、てん補すべき損害の額は、当該あらかじめ定めた共済価額によって算定する。ただし、当該あらかじめ定めた共済価額が共済価額を著しく超えていることをこの連合会が証明した場合は、てん補すべき損害の額は、当該共済価額によって算定する。

(超過共済)

第 163 条 農機具共済の共済関係の成立時において共済金額が新調達価額（共済目的と同一の機種で、同一又は類似の性能を有する新規の農機具の価額をいう。以下同じ。）を超えていたことにつき農機具共済加入者が善意でかつ重大な過失がなかったときは、農機具共済加入者は、その超過部分について、当該共済関係を取り消すことができる。ただし、共済価額について約定した一定の価額があるときは、この限りではない。

(共済関係無効の効果)

第 164 条 農機具共済の共済関係の全部又は一部が無効である場合において、農機具共済加入者が善意であり、かつ、重大な過失がないときは、農機具共済加入者は、この連合会に対して共済掛金の全部又は一部の返還を請求することができるものとする。

(告知義務違反による共済関係の解除)

第 165 条 農機具共済加入者は、第 146 条の規定による申込みの当時、農機具共済に係る共済関係が成立することにより填補することとされる損害の発生に関する重要な事項のうちこの連合会が告知を求めたものについて、事実の告知をしなければならない。

2 この連合会は、農機具共済加入者が、前項に基づきこの連合会が告知を求めたものについて、故意若しくは重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、当該農機具共済の共済関係を解除することができる。

3 この連合会は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、共済関係を解除することができない。

- (1) 第 146 条の規定による申込みの承諾の当時において、この連合会が前項の事実を知り、又は過失によって知らなかったとき。
- (2) 共済媒介者が、農機具共済加入者が前項の事実の告知をすることを妨げたとき。
- (3) 共済媒介者が、農機具共済加入者に対し、前項の事実の告知をせず、又は不実の告知をすることを勧めたとき。

- 4 前項第2号及び第3号の規定は、当該各号に規定する共済媒介者の行為がなかったとしても農機具共済加入者が第2項の事実の告知をせず、又は不実の告知をしたと認められる場合には、適用しない。
- 5 第2項の規定による解除権は、この連合会が同項の規定による解除の原因があることを知った時から1箇月間行使しないときは、消滅する。
(重大事由による解除)

第165条の2 この連合会は、次に掲げる事由がある場合には、農機具共済に係る共済関係を解除するものとする。

- (1) 農機具共済加入者が、この連合会に当該共済関係に基づく共済金の給付を行わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと。
- (2) 農機具共済加入者が、当該共済関係に基づく共済金の給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この連合会の農機具共済加入者に対する信頼を損ない、当該共済関係の存続を困難とする重大な事由

(解除の効力)

第166条 農機具共済に係る共済関係の解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。

2 この連合会は、次の各号に掲げる規定により農機具共済に係る共済関係の解除をした場合には、当該各号に定める損害を填補する責任を負わない。

- (1) 第165条第2項 解除がされた時までに発生した共済事故による損害。ただし、同項の事実に基づかずに発生した共済事故による損害については、この限りでない。
- (2) 前条 同条各号に掲げる事由が生じたときから解除がされた時までに発生した共済事故による損害

(共済関係の失効)

第167条 農機具共済の共済目的について譲渡又は相続その他の包括承継があったときは、第153条第1項(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定により譲受人又は相続人その他の包括承継人が当該農機具共済の共済関係に関し譲渡人又は被相続人その他の包括承継人の有する権利義務を承継した場合を除き、当該共済関係は、その譲渡又は相続その他の包括承継があった時からその効力を失う。

- 2 農機具共済の共済目的が共済事故以外の事由により滅失したときは、当該農機具共済の共済関係は、その滅失した時からその効力を失う。
- 3 前項の場合において、その滅失が農機具共済加入者の責めに帰することのできない事由によるときは、この連合会は、既に払込みを受けた共済掛金の全部又は一部を返還することができるものとする。

(共済関係の消滅及び終了)

第168条 農機具共済加入者が農機具共済資格者でなくなったときは、その時の属する共済責任期間(農機具更新共済にあつては、その時の属する共済掛金期間)の満了の時に、農機具共済の共済関係は消滅するものとする。

- 2 農機具損害共済の共済関係は、当該農機具に係る災害共済金の支払額の合計額が当該共済金額(共済金額が新調達価額を超えるときは、新調達価額に相当する金額。第181条第1項、第195条第1項第1号及び第200条第1項及び第2項において同じ。)に相当する金額となったときは、その時に消滅するものとする。
- 3 農機具更新共済の共済関係は、当該農機具に係る第194条第1号の規定により定められ

る損害の額の新調達価額に対する割合が、耐用年数から既に経過した年数（1年に満たない端数月は切り捨てる。以下同じ。）を差し引いた年数の耐用年数に対する割合以上となる火災・自然災害等が発生したときは、その時に終了するものとする。

- 4 農機具更新共済の共済関係であって第191条第5項の規定によりその効力を失ったものについては、その効力を失った時から起算して1年以内に第193条第1項の規定による当該共済関係の復活がなされなかった場合において、その効力を失った時から起算して1年を経過した時に消滅するものとする。

（共済関係成立時の書面交付）

第169条 この連合会は、農機具共済に係る共済関係が成立したときは、遅滞なく、農機具共済加入者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

- (1) 連合会の名称
- (2) 農機具共済加入者の氏名又は名称
- (3) 共済事故
- (4) 共済責任期間の始期及び終期
- (5) 共済金額（農機具更新共済にあつては、共済金額のほか、新調達価額及び減価共済金額）
- (6) 共済目的を特定するために必要な事項（共済目的である農機具の種類、当該農機具を格納する建物の所在地番、当該農機具を設置する場所等）
- (7) 加入者共済掛金及び賦課金の合計並びにその支払の方法
- (8) 第147条第4項、第157条第1項、第159条、第170条第2項及び第201条の通知等をすべき事項
- (9) 共済関係の成立年月日
- (10) 書面を作成した年月日

- 2 前項の書面には、連合会長が署名し、又は記名押印しなければならない。

（復旧義務）

第170条 共済目的に損害が生じたときは、農機具共済加入者は、その損害の生じた時から1年以内に、共済目的を復旧しなければならない。ただし、その損害に係る災害に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域の全部又は一部をその区域に含む連合会は、当該市町村の区域内において当該損害が生じた共済目的については、3年を限り、その期間を延長することができる。

- 2 農機具共済加入者は、前項の復旧をしたときは、遅滞なく、書面をもってその旨をこの連合会に通知しなければならない。

- 3 この連合会は、共済目的である農機具が復旧されることが確実と認め、農機具損害共済にあつては第181条第1項に規定する災害共済金を、農機具更新共済にあつては第195条第1項第1号に規定する災害共済金を仮渡しした場合において、第1項の期間内に同項の復旧がされない場合には、農機具共済加入者は、その受領した災害共済金と次項に規定する災害共済金との差額をこの連合会に返還しなければならない。

- 4 第1項の復旧をしない場合の災害共済金は、農機具損害共済にあつては第180条の損害の額を、農機具更新共済にあつては第194条第1号の損害の額を時価損害額（損害の額に別表第3号に定める経年減価残存率を乗じた額をいう。）として算出される金額とする。

（残存物）

第171条 この連合会は、農機具共済の共済目的の全部が滅失した場合において、農機具共

済加入者が当該共済目的の残存物について有する権利を取得しないものとする。ただし、この連合会が当該共済目的の残存物の所有権を取得する旨の意思表示をして災害共済金を支払った場合は、この限りでない。

(第三者に対する権利の取得)

第172条 この連合会は、共済金の支払を行ったときは、次に掲げる額のうちいずれか少ない額を限度として、共済事故による損害が生じたことにより農機具共済加入者が取得する債権(以下この条において「農機具共済加入者債権」という。)について当然に農機具共済加入者に代位する。

(1) この連合会が支払った共済金の額

(2) 農機具共済加入者債権の額(前号に掲げる額が共済関係によりてん補すべき損害の額に不足するときは、農機具共済加入者債権の額から当該不足額を控除した残額)

2 前項の場合において、同項第1号に掲げる額が共済関係によりてん補すべき損害の額に不足するときは、農機具共済加入者は、農機具共済加入者債権のうちこの連合会が同項の規定により代位した部分を除いた部分について、当該代位に係るこの連合会の債権に先立って弁済を受ける権利を有する。

(約款)

第173条 この連合会は、農機具共済の共済関係の内容を明らかにする約款を定めるものとする。

第2款 農機具損害共済

(共済責任の開始)

第174条 農機具損害共済に係る共済責任は、この連合会が農機具共済加入者から共済掛金等の払込みを受けた日(第169条第1項の書面にこれと異なる共済責任期間の開始日が記載されているときは、その日)の午後4時から始まるものとする。ただし、共済責任の開始後においても共済掛金等の払込みを受ける前に生じた損害については、この連合会は、災害共済金を支払う責めに任じないものとする。

(共済責任期間)

第175条 農機具損害共済に係る共済責任期間は、1年とする。

2 この連合会の農機具損害共済に付される農機具に係る共済責任期間の始期を統一するため必要があるときは、前項の規定にかかわらず、農機具損害共済の共済責任期間を1年未満とすることができる。

3 前二項の共済責任期間は、更新することができる。ただし、その更新の申込みは、当該共済責任期間の満了の日までにしなければならないものとする。

4 農機具共済加入者が、大規模地震対策特別措置法第9条第1項の警戒宣言が発せられ、又は地震等が発生したため、この連合会が業務を停止し、又は開始しない期間にその共済責任期間が満了した農機具損害共済の共済関係に係る農機具を、この連合会が業務を開始した後、この連合会が定める日までに当該共済関係と同一の条件でこの連合会の農機具損害共済に付することを申し込み、かつ、共済掛金等の払込みを行った場合には、当該共済関係の共済責任期間は、更新されたものとみなす。

(共済金額)

第176条 農機具損害共済の共済金額は、1万円を下らず新調達価額(新調達価額が1,000万円を超える場合にあっては、その額)を超えない範囲内において、申込者が申し出た金額

とする。

- 2 農機具損害共済に係る共済責任期間の開始後に共済価額が著しく減少したときは、農機具損害共済加入者は、この連合会に対し、将来に向かって、共済金額の減額を請求することができる。

(共済掛金等の金額)

第 177 条 農機具損害共済に係る共済掛金等の金額は、共済金額に第 151 条第 1 項の農機具共済掛金率等一覧表に掲げる農機具損害共済の共済掛金率を乗じて得た金額及び共済金額に同表の事務費賦課金率を乗じて得た金額の合計額とする。

(共済掛金等の払込期限及び共済掛金の徴収方法)

第 178 条 第 146 条の規定により共済関係が成立した者は、第 147 条第 3 項の承諾の通知に記載された払込期限までに、農機具損害共済に係る共済掛金等をこの連合会に払い込まなければならないものとする。

- 2 前項に規定する払込期限を過ぎて共済掛金等の払込みを受けたときは、この連合会は、改めて第 146 条の規定による申込みがあったものとみなして取り扱うものとする。
- 3 第 175 条第 3 項の規定により共済責任期間を更新しようとするときは、農機具共済加入者は、当該共済責任期間の満了の日までに、更新後の共済責任期間に対する共済掛金等をこの連合会に払い込まなければならない。
- 4 この連合会が、第 153 条第 5 項（同条第 6 項において準用する場合を含む。）、第 157 条第 7 項又は次条第 5 項の規定により共済掛金等の増額をしたときは、当該承諾又は承認の通知が到達した日の翌日から起算して 14 日以内に、譲受人若しくは相続人その他の包括承継人又は農機具共済加入者は、当該共済責任期間のうちまだ経過していない期間に対する共済掛金等の差額をこの連合会に払い込まなければならない。ただし、大規模地震対策特別措置法第 9 条第 1 項の警戒宣言が発せられ、又は地震等が発生したため、この連合会が業務を停止し、又は開始しない期間に、承諾又は承認の通知が到達した日の翌日から起算して 14 日が経過する場合は、譲受人若しくは相続人その他の包括承継人又は農機具共済加入者は、この連合会が業務を開始した後、この連合会が定める日までに当該差額を払い込むものとする。
- 5 前項に規定する払込期限後において、共済掛金等の差額の払込みを受ける前に生じた損害については、この連合会は、災害共済金を支払う責めに任じないものとする。
- 6 第 2 条第 6 項の規定は、農機具損害共済に係る共済掛金の払込みの告知について準用する。

(共済目的の入替え)

第 179 条 農機具共済加入者が、農機具損害共済の共済目的である農機具を共済責任期間中に廃棄し、かつ、当該農機具に代えて、これと同一の用途に供されるもので同一又は類似の性能を有する新規の農機具を取得した場合において、この連合会が共済目的の入替えを承諾したときは、当該共済目的について存した農機具損害共済の共済関係は、当該新規の農機具について存続するものとする。

- 2 前項の規定による承諾を受けようとする農機具共済加入者は、農機具損害共済の共済目的である農機具を廃棄した日から 14 日以内に新規の農機具の状況を明らかにする書面を添えて、この連合会に承諾の申請をしなければならない。
- 3 この連合会は、前項の規定による申請があったときは、遅滞なく、承諾するかどうかを決定して当該申請をした者に通知するものとする。

4 第1項の規定による共済目的の入替は、前項の承諾の通知があった時（新規の農機具の取得前に承諾の通知があった場合は、当該取得の時）からその効力を生ずる。

5 この連合会は、第2項の申請を受けた場合において、その申請を承諾したときは、共済掛金等の増額をすることができるものとする。この場合において、共済掛金等の増額は、将来に向かってのみ効力を有する。

(損害の額)

第180条 この連合会が支払うべき農機具損害共済の災害共済金に係る損害の額は、共済目的の新調達価額を限度として、当該農機具をその損害の発生直前の状態に復旧するために必要な費用の最低額によって定めるものとする。

(共済金の支払額)

第181条 農機具損害共済に係る災害共済金は、一の事故につき、共済事故によって生じた損害の額に共済金額の新調達価額に対する割合を乗じて得た金額とする。

2 第154条第1項の規定による義務を怠ったときは、前条の規定による損害の額から防止又は軽減することができたと認められる額を差し引いて得た額を前項の損害の額とみなす。

3 同一の共済目的について災害共済金を支払うべき他の共済関係等が存する場合において、それぞれの共済関係等につき他の共済関係等がないものとして算出した支払責任額の合計額が損害の額（他の共済関係等において、損害の額を算出する基準がこの共済関係と異なるものがあるときは、それぞれの基準により算出した損害の額のうち最も高い損害の額とする。）を超えるときは、災害共済金は、第1項の規定にかかわらず、損害の額にこの連合会の支払責任額の当該合計額に対する割合を乗じて得た金額とする。この場合において、前段の規定による災害共済金の額と他の共済関係等により支払われる共済金又は保険金の額の合計額が前条の損害の額に満たないときは、この連合会は、前段の規定にかかわらず、損害の額から他の共済関係等があるものとして他の共済関係等により支払われる共済金又は保険金の額を差し引いて得た金額を災害共済金とし、同項の規定により算出される額を限度として支払うものとする。

ただし、他の共済関係等により支払われるべき共済金又は保険金の全部又は一部が支払われず、この共済関係による災害共済金との合計額が損害の額に満たないときは、この共済関係の支払責任額を限度に損害の額に満たない額を加えた金額とする。

4 前項の規定にかかわらず、同項により支払うこととなる災害共済金の額の全部又は一部が他の共済関係等から既に支払われている場合は、その額を差し引いた金額とする。

5 第2項の場合において、損害が2種以上の共済事故によって生じたときは、同種の共済事故による損害ごとに、これらの項の規定を適用する。

6 前条の規定による損害の額が当該共済目的に係る新調達価額の100分の5に相当する金額又は1万円のいずれか低い額に満たない場合には、第1項又は前三項の規定にかかわらず、災害共済金を支払わないものとする。

(他人の所有する農機具を農機具共済に付した場合)

第182条 他人の農機具を管理する者が、損害賠償の責任を負うことによって生ずることのある損害をてん補するため当該農機具を農機具損害共済に付したときは、共済事故に係る損害賠償請求権を有する当該農機具の所有者は、共済金を請求する権利について先取特権を有する。

2 農機具共済加入者は、前項の損害賠償請求権に係る債務について弁済をした金額又は

当該農機具の所有者の承諾があった金額の限度においてのみ、連合会に対して共済金を請求する権利を行使することができる。

- 3 第6条第1項の規定にかかわらず、共済金を請求する権利は、第1項の損害賠償請求権を有する所有者に譲り渡し、又は当該損害賠償請求権に関して差し押さえることができる。

第3款 農機具更新共済

(共済責任の開始)

第183条 農機具更新共済に係る共済責任は、この連合会が農機具共済加入者から最初の共済掛金期間に対する共済掛金等の払込みを受けた日（第169条第1項の書面にこれと異なる共済責任期間の開始日が記載されているときは、その日）の午後4時から始まるものとする。ただし、共済責任の開始後においても、最初の共済掛金期間に対する共済掛金等の払込みを受ける前に生じた損害については、この連合会は、災害共済金を支払う責めに任じないものとする。

(共済責任期間)

第184条 農機具更新共済に係る共済責任期間は、3年を下らず、別表第1号に掲げる当該農機具の耐用年数を超えない範囲内において、別表第2号に掲げる期間とする。ただし、当該農機具の取得から1年以上経過したものについては、当該共済目的の耐用年数から、既に経過した年数を差し引いた年数の範囲内の期間とする。

(共済責任期間の短縮)

第185条 農機具更新共済の共済関係の成立後1年を経過した日以後において、農機具共済加入者から請求があったときは、共済責任期間を短縮することができるものとする。この場合には、当該農機具共済加入者から共済責任期間の短縮に伴って生ずる共済掛金等の不足額を追徴するものとする。

- 2 前項の共済責任期間の短縮は、当該農機具共済加入者が同項の規定により不足額を払い込んだときに第169条第1項の書面に記載するものとし、共済責任期間の短縮は、当該記載によってその効力を生ずるものとする。

(共済掛金期間)

第186条 農機具更新共済に係る共済掛金期間は、1年とする。

- 2 農機具更新共済に係る最初の共済掛金期間は、第183条の規定により農機具更新共済に係る共済責任の始まる時に開始する。

(経年減価額)

第187条 農機具更新共済の経年減価額（以下「経年減価額」という。）は、新調達価額に共済責任期間の耐用年数に対する割合を乗じて得た額とする。

(共済金額)

第188条 農機具更新共済の共済金額は、1万円を下らず新調達価額（新調達価額が1,000万円を超える場合にあつては、その額）を超えない範囲内において、申込者が申し出た金額とする。

- 2 農機具更新共済に係る共済責任期間の開始後に共済価額が著しく減少したときは、農機具更新共済加入者は、この連合会に対し、将来に向かって、共済金額の減額を請求することができる。

(減価共済金額)

第189条 農機具更新共済の減価共済金額（以下「減価共済金額」という。）は、経年減価

額（経年減価額が前条の共済金額を超える場合にあっては、その共済金額）の範囲内において、申込者が申し出た金額とする。

（共済掛金等の金額）

第 190 条 農機具更新共済に係る共済掛金等の金額は、共済金額に共済責任期間ごと、共済金額ごと及び減価共済金額ごとに第 151 条第 1 項の農機具共済掛金率等一覧表に掲げる農機具更新共済の共済掛金率を乗じて得た金額及び共済金額に同表の事務費賦課金率を乗じて得た金額の合計額とする。

（共済掛金等の払込期限及び共済掛金の徴収方法）

第 191 条 第 146 条の規定により共済関係が成立した者は、第 147 条第 3 項の承諾の通知に記載された払込期限までに、農機具更新共済に係る最初の共済掛金期間に対する共済掛金等をこの連合会に払い込まなければならないものとする。

- 2 前項に規定する払込期限を過ぎて共済掛金等の払込みを受けたときは、この連合会は、改めて第 146 条の規定による申込みがあったものとみなして取り扱うものとする。
- 3 農機具共済加入者は、共済掛金期間の満了の日までに、次の共済掛金期間に対する共済掛金等をこの連合会に払い込まなければならない。
- 4 前項の場合において、共済掛金期間の満了の日の翌日から起算して 14 日間は、払込みの猶予期間とする。
- 5 前項の猶予期間を経過したときは、当該農機具更新共済の共済関係は、当該猶予期間の初日からその効力を失う。
- 6 第 2 条第 6 項の規定は、農機具更新共済に係る共済掛金の払込みの告知について準用する。

（共済掛金等の前納）

第 192 条 農機具共済加入者は、この連合会の承諾を得て、次回以降の共済掛金期間に係る共済掛金等の全部又は一部を前納することができる。この場合、共済掛金等は、第 190 条の規定に基づき算出される額からこの連合会が別に定める率で計算した額を割り引くものとする。

- 2 天災地変その他やむを得ない事由があるときは、農機具共済加入者は、前納された共済掛金等のうち、まだ到来していない共済掛金期間に対応する共済掛金等の払戻しを請求することができるものとする。この場合において、この連合会は、その請求を承諾したときは、その払戻しを請求された共済掛金等とこの連合会が別に定める率で計算した額との合計額を加入者に払い戻すものとする。

（共済関係の復活）

第 193 条 第 191 条第 5 項の規定により共済関係の効力を失ってから 1 年以内においては、農機具共済加入者の申込みにより当該共済関係を復活させることができる。この場合には、当該加入者は、当該共済関係が失効した日の属する共済掛金期間に係る共済掛金等に相当する未納金額に当該共済関係が失効した日から当該未納金額を納入する日までの満月数（月未満の端数は切り捨てる。）に応じて年 0.8 パーセントの割合で算出した延滞利息を加算して得た金額をこの連合会に納入しなければならない。

- 2 前項の共済関係の復活の効力は、当該加入者が前項の金額を納入したときから生ずるものとする。
- 3 第 165 条の規定は、第 1 項の規定による共済関係の復活について準用する。

（損害の額）

第194条 この連合会が支払うべき農機具更新共済の共済金に係る損害の額は、火災・自然災害等による損害にあつては第1号、共済責任の終了又は満了に伴う経年減価による損害にあつては第2号に掲げる金額によって定めるものとする。

(1) 共済目的の新調達価額を限度として、当該農機具をその損害の発生直前の状態に復旧するために必要な費用の最低額

(2) 当該農機具更新共済の経年減価額に既に経過した共済責任期間の年数（1年に満たない端数月は1年に切り上げる。）の当該共済責任期間の年数に対する割合を乗じて得た額

（共済金の支払額）

第195条 農機具更新共済に係る共済金は、次の金額とする。

(1) 災害共済金にあつては、一の事故につき、共済事故によって生じた損害の額に、共済金額の新調達価額に対する割合を乗じて得た金額

(2) 減価共済金（共済責任の終了又は満了に伴う経年減価による損害について支払う共済金をいう。）にあつては、損害の額を限度として、農機具更新共済の申込みの際に申し出た減価共済金額に、次の算式により算出した割合を乗じて得た金額

$$\frac{M}{N} \times \left[1 - \frac{B}{A} \right]$$

Mは、共済責任の終了又は満了の時ににおける既に経過した共済責任期間の年数

Nは、共済責任期間

Bは、前号の規定により支払われる災害共済金

Aは、共済金額

2 第154条第1項の規定による義務を怠ったときは、前条第1号の規定による損害の額から防止又は軽減することができたと認められる額を差し引いて得た額を前項第1号の損害の額とみなす。

3 同一の共済目的について災害共済金を支払うべき他の共済関係等が存する場合において、それぞれの共済関係等につき、他の共済関係等がないものとして算出した支払責任額の合計額が損害の額（他の共済関係等において、損害の額を算出する基準がこの共済関係と異なるものがあるときは、それぞれの基準により算出した損害の額のうち最も高い損害の額とする。）を超えるときは、災害共済金は、第1項第1号の規定にかかわらず、損害の額にこの連合会の支払責任額の当該合計額に対する割合を乗じて得た金額とする。この場合において、前段の規定による災害共済金の額と他の共済関係等により支払われる共済金又は保険金の額の合計額が前条第1号の損害の額に満たないときは、この連合会は、前段の規定にかかわらず、損害の額から他の共済関係等があるものとして他の共済関係等により支払われる共済金又は保険金の額を差し引いて得た金額を災害共済金とし、同項第1号の規定により算出される額を限度として支払うものとする。ただし、他の共済関係等により支払われるべき共済金又は保険金の全部又は一部が支払われず、この共済関係による災害共済金との合計額が損害の額に満たないときは、この共済関係の支払責任額を限度に損害の額に満たない額を加えた金額とする。

4 前項の規定にかかわらず、同項により支払うこととなる災害共済金の額の全部又は一部が他の共済関係等から既に支払われている場合は、その額を差し引いた金額とする。

5 第2項の場合において、損害が2種以上の共済事故によって生じたときは、同種の共済事故による損害ごとに、これらの項の規定を適用する。

6 前条第1号の規定による損害の額が当該共済目的に係る新調達価額の100分の5に相当する金額又は1万円のいずれか低い額に満たない場合には、第1項第1号又は前3項の規定にかかわらず、災害共済金は支払わないものとする。

第4節 農機具共済の特約

第1款 付保割合条件付実損填補特約

(付保割合条件付実損填補特約の締結)

第196条 この連合会は、農機具共済資格者の農機具損害共済に係る第146条の規定による申込みの承諾の際、その者の申出により、この款の定めるところにより、この連合会が支払うべき災害共済金（火災・自然災害等によって生じた損害について支払うものに限る。以下この款において同じ。）をこの連合会と当該資格者との間であらかじめ約定した割合（以下「約定割合」という。）に基づき算出する旨の特約（以下「付保割合条件付実損填補特約」という。）をすることができる。

(共済金の支払額)

第197条 この連合会は、付保割合条件付実損填補特約が付された農機具損害共済（以下「付保割合条件付実損填補特約付農機具損害共済」という。）に係る災害共済金として、第181条第1項の規定にかかわらず、一の事故につき、共済金額（未使用の状態を取得された農機具にあっては新調達価額、中古購入農機具にあっては当該農機具を購入するために要した費用又は時価額のいずれか低い額を限度とする。以下この項において同じ。）を限度として、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる金額を農機具損害共済加入者に支払うものとする。

(1) 共済金額が新調達価額に第169条第1項の書面記載の約定割合を乗じて得た額以上の場合 第180条の規定による損害の額

(2) 共済金額が新調達価額に約定割合を乗じて得た額未満の場合 第180条の規定による損害の額に共済金額の新調達価額に約定割合を乗じて得た額に対する割合を乗じて得た金額

2 付保割合条件付実損填補特約付農機具損害共済に係る共済目的について、災害共済金を支払うべき他の共済関係等があるときは、第181条第3項から第5項までの規定を準用する。

(読替え)

第198条 付保割合条件付実損填補特約付農機具損害共済についての第163条第1項並びに第179条第1項及び第4項の規定の適用については、これらの規定中「新規の農機具」とあるのは、「新規の農機具又は中古購入農機具」とする。

第2款 臨時費用担保特約

(臨時費用担保特約)

第199条 この連合会は、農機具共済資格者の農機具共済に係る第146条の規定による申込みの承諾の際、その者の申出により、この款の定めるところにより、共済事故によって生じた損害に伴う臨時の費用の額を臨時費用共済金として支払う旨の特約（以下「農機具臨時費用担保特約」という。）をすることができる。

(臨時費用共済金の額)

第200条 前条の臨時費用共済金の額は、共済金額に損害割合（農機具損害共済にあっては

第180条の損害の額の、農機具更新共済にあつては第194条第1号の損害の額の新調達価額に対する割合をいう。)の100分の10を乗じて得た額とする。

2 前項の場合において、第4項に掲げる者が、火災・自然災害等に直接起因する次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に規定する金額(以下「傷害費用共済金」という。)を前項の金額に加算するものとする。

(1) 被害の日から200日以内に死亡又は後遺障害を被ったとき 1名ごとに共済金額の100分の30に相当する金額又は50万円のいずれか低い金額

(2) 30日以上入院加療(原因のいかんを問わず、頸部症候群又は腰痛等で他覚症状のないものを除く。以下「傷害」という。)を要したとき 1名ごとに共済金額の100分の5に相当する金額又は20万円のいずれか低い金額

3 前項に規定する傷害費用共済金は、農機具共済加入者(農機具共済加入者が死亡したときは、その法定相続人)に支払うものとする。ただし、法定相続人が2人以上ある場合には、その受取割合は、法定相続分の割合とする。

4 傷害費用共済金の対象者は、次のとおりとする。

(1) 農機具共済加入者及び共済目的の所有者(農機具共済加入者及び共済目的の所有者が法人であるときは、その理事、取締役又はその他の機関にある者)

(2) 農機具共済加入者及び共済目的の所有者の親族

(3) 農機具共済加入者及び共済目的の所有者の使用人

5 同一の共済目的について、臨時費用共済金を支払うべき他の共済関係等が存する場合において、それぞれの共済関係等につき他の共済関係等がないものとして算出した支払責任額の合計額が第1項に規定する額(他の共済関係等において、臨時費用共済金の額を算出する基準がこの共済関係と異なるものがあるときは、それぞれの基準により算出した額のうち最も高い額とする。以下この項において「農機具臨時費用担保特約に係る支払限度額」という。)を超えるときは、臨時費用共済金の額は、第1項の規定にかかわらず、農機具臨時費用担保特約に係る支払限度額にこの連合会の支払責任額の当該合計額に対する割合を乗じて得た金額とする。ただし、他の共済関係等により支払われるべき共済金又は保険金の全部又は一部が支払われず、この共済関係による臨時費用共済金との合計額が農機具臨時費用担保特約に係る限度額に満たないときは、この共済関係の支払責任額を限度に農機具臨時費用担保特約に係る限度額に満たない額を加えた金額とする。

6 前項の規定にかかわらず、同項により支払うこととなる臨時費用共済金の額の全部又は一部が他の共済関係等から既に支払われている場合は、その額を差し引いた金額とする。

7 前2項の場合において、損害が2種以上の共済事故によって生じたときは、同種の共済事故による損害ごとに、これらの項の規定を適用する。

8 同一の共済目的について、傷害費用共済金を支払うべき他の共済関係が存する場合において、それぞれの共済関係につき他の共済関係がないものとして算出した支払責任額の合計額が第2項に規定する金額を超えるときは、傷害費用共済金は、同項に規定する金額にこの共済関係の支払責任額の当該合計額に対する割合を乗じて得た金額とする。

(死亡・後遺障害又は傷害発生通知)

第201条 農機具共済加入者(農機具共済加入者が死亡した場合は、法定相続人)は、火災・自然災害等によって共済目的に損害が発生し、かつ、前条第4項に掲げる者が死亡又は後遺障害若しくは傷害を被ったときは、遅滞なく、この連合会に通知するものとする。

第3款 継続申込特約

(継続申込特約の締結)

- 第202条** この連合会は、農機具共済資格者の農機具損害共済に係る第146条の規定による申込みの承諾の際、その者の申出により、この款の定めるところにより、当該申込みに係る第178条第1項の払込みの日から1年を下らず4年を超えない範囲内でその者が申し出た期間内に到来する共済責任期間満了の日に第175条第3項の規定による更新の申込みがあったものとする特約（以下「農機具継続申込特約」という。）をすることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、第5款で定める自動継続特約を付した共済関係には農機具継続申込特約をすることはできないものとする。
- 3 農機具継続申込特約の申出をした農機具共済加入者は、第178条第1項の共済掛金等の払込期限までに農機具継続申込特約による更新後の共済責任期間（2回以上更新する場合にあっては、その共済責任期間の全て）に対する共済掛金等を一括して払い込まなければならないものとする。
- 4 第178条第1項に規定する共済掛金等の払込期限までに前項の払込みがされないときは、農機具継続申込特約は、その効力を生じないものとする。

(共済掛金率等の変更)

- 第203条** この連合会は、農機具継続申込特約が締結される農機具損害共済（以下「継続申込特約付農機具損害共済」という。）の共済掛金率等を変更しようとする場合は、その変更の日以後に初めて到来する共済責任期間開始の日から変更後の共済掛金率等を適用するものとする。この場合において、この連合会は、その共済責任期間開始の日の10日前までに、遅滞なく、農機具共済加入者にその旨を通知するものとする。
- 2 この連合会は、前項の規定による変更後の共済掛金率等が適用される共済責任期間開始の日以後の継続申込特約付農機具損害共済の共済掛金等について、この連合会が定めるところにより算出した過不足額を農機具共済加入者に払い戻し、又は追徴するものとする。

第4款 共済掛金等分割払特約

(共済掛金等分割払特約の締結)

- 第204条** この連合会は、農機具共済の共済責任期間（農機具更新共済にあっては、共済掛金期間）が1年間で、かつ、当該共済関係に係る共済掛金等の金額が2万円以上の場合には、農機具共済資格者の農機具共済に係る第146条の規定による申込みの承諾の際、その者の申出により、この款の定めるところにより、第178条第1項及び第191条第1項の規定にかかわらず、農機具共済の共済掛金等を年2回又は4回に分割して、それぞれ共済掛金等の2分の1ずつ又は4分の1ずつを払い込む旨の特約（以下「農機具共済掛金等分割払特約」という。）をすることができる。
- 2 農機具共済加入者は、前項の規定により共済掛金等を2回又は4回に分割して払い込むことを認められた場合には、第147条第3項の承諾の通知に記載された払込期限までに前項の規定により分割して払い込まれる共済掛金等（以下「農機具分割共済掛金等」という。）の第1回分をこの連合会に払い込まなければならないものとし、第2回以降の農機具分割共済掛金等を、2回に分割して払い込む場合にあっては第1回分の払込期限から起算して6か月を経過した日までに、4回に分割した払い込む場合にあっては第1回分の払込期限の日からそれぞれ3か月を経過した日、6か月を経過した日及び9か月を経過した日までにこの連合会に払い込まなければならないものとする。

3 前項の場合において、第2回以降の農機具分割共済掛金等の払込期限後14日間は、払込みの猶予期間とする。

4 農機具共済掛金等分割払特約が締結される農機具共済の共済責任は、第174条及び第183条の規定にかかわらず、この連合会が農機具共済加入者から第1回分の農機具分割共済掛金等の払込みを受けた日（第169条第1項の書面にこれと異なる共済責任期間の開始日が記載されているときは、その日）の午後4時から始まるものとする。ただし、共済責任の開始後においても第1回分の農機具分割共済掛金等を領収する前に生じた損害については、この連合会は、災害共済金を支払う責めに任じないものとする。

（農機具分割共済掛金等不払の場合の共済関係の解除）

第205条 この連合会は、前条第3項に規定する猶予期間までに、その猶予期間までに払い込まれるべき農機具分割共済掛金等の払込みがない場合には、この共済関係を解除するものとする。

2 前項の解除は、猶予期間の初日から効力を有する。

3 第1項の規定により共済関係を解除したときは、この連合会は、払込みを受けた共済掛金等を返還しないものとする。解除の効力が生じる日までにこの連合会が災害共済金を支払うべき損害が生じていたときは、農機具共済加入者は未払込みの農機具分割共済掛金等の全額を一時に払い込まなければならないものとする。

（共済関係が消滅する場合の農機具分割共済掛金等の払込み）

第206条 第168条第2項又は第3項の規定により共済関係が消滅する場合には、農機具共済加入者は、未払込みの農機具分割共済掛金等の全額を一時に払い込まなければならないものとする。

（追加共済掛金等）

第207条 第153条第5項及び第157条第8項の規定により、この連合会が共済掛金等を追加請求する場合には、農機具共済加入者は、その全額を一時に払い込まなければならないものとする。

第5款 自動継続特約

（自動継続特約の締結）

第208条 この連合会は、農機具損害共済資格者の農機具損害共済に係る第146条の規定による申込みの承諾の際、その者の申出により、この款の定めるところにより、共済責任期間満了の日の属する月の前月10日（以下「農機具自動継続意思確認日」という。）までにその者から解除の意思表示がないときは、共済責任期間満了の日に共済責任期間が満了する共済関係と同一の内容で共済責任期間を1年とする共済関係の更新の申込みがあったものとする特約（以下「農機具自動継続特約」という。）を締結することができる。

2 前項の規定にかかわらず、第3款で定める継続申込特約を付した共済関係には農機具自動継続特約をすることはできないものとする。

3 農機具自動継続特約の申出をした農機具損害共済加入者は、継続前の共済責任期間の満了日までに農機具自動継続特約による更新後の共済責任期間に対する共済掛金等を払い込まなければならない。

（更新後の共済責任期間に対する共済掛金等の払込期限の猶予）

第208条の2 前条第3項において規定する払込期限後14日を払込みの猶予期間とし、この猶予期間の末日までに、更新後の農機具共済に係る共済責任期間に対する共済掛金等の払込

みがない場合には、この共済関係を解除するものとする。

- 2 前項に規定する解除は、継続前の共済責任期間の満了日の午後4時から効力を有する。
- 3 第174条ただし書の規定にかかわらず、第1項の払込みの猶予期間の末日までに共済掛金等の払込みがあった場合は、継続前の共済責任期間の満了日の午後4時から共済責任が始まったものとみなす。

(共済掛金率等の変更)

第209条 この連合会は、農機具自動継続特約が締結される農機具損害共済の共済掛金率等を変更しようとする場合は、その変更の日以後にはじめて到来する共済責任期間開始の日から変更後の共済掛金率等を適用するものとする。この場合において、この連合会は、農機具自動継続意思確認日の14日前までに遅滞なく農機具損害共済加入者にその旨を通知することとする。

第6款 地震等担保特約

(地震等担保特約の締結)

第210条 この連合会は、農機具共済資格者の農機具共済に係る第146条の規定による申込みに対する承諾の際、その者の申出により、この款の定めるところにより、地震等を共済事故とする旨の特約（以下「地震等担保特約」という。）をすることができる。

- 2 地震等担保特約が付された農機具共済（以下「地震等担保特約付農機具共済」という。）については、第162条第1号の規定は、適用しない。
- 3 地震等担保特約付農機具共済についての第162条第4号、第168条第3項及び第194条の規定の適用については、これらの規定中「火災・自然災害等」とあるのは、「火災・自然災害等及び地震等」とする。

(地震等災害共済金の支払額)

第211条 地震等担保特約付農機具共済に係る地震等によって生じた損害について支払う災害共済金の額は、第181条第1項、第195条第1項第1号及び第197条第1項の規定にかかわらず、地震等によって生じた農機具に係る損害（その額が当該農機具の新調達価額の100分の5以上に相当する額以上のものに限る。）の額に共済金額の100分の50に相当する金額の新調達価額に対する割合を乗じた額とする。

- 2 前項の規定により農機具更新共済に係る災害共済金を支払うときは、第195条第1項第2号の規定にかかわらず、当該農機具更新共済に係る減価共済金は支払わないものとする。この場合において、前条第3項の規定により読み替えて適用される第168条第3項の規定により当該農機具更新共済の共済関係が終了するものとなるときは、この連合会は、既に払込みを受けた共済掛金の一部を返還することができるものとする。
- 3 第1項の場合において、災害共済金を支払うべき他の共済関係等があるときは、第181条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5節 大規模自然災害等発生時の特例

第1款 建物共済

(共済掛金等の払込期限の延長措置)

第211条の2 災害救助法が適用された市町村の区域の全部又は一部をその区域に含む連合会は、第97条第1項、第3項及び第4項、第136条第3項、第138条第2項及び第3項並びに第142条の2第1項の規定にかかわらず、当該市町村の区域内において建物共済の

共済関係の存する建物共済加入者の当該共済関係に係る第 97 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項並びに第 136 条第 3 項の共済掛金等の払込期限並びに第 138 条第 2 項の第 1 回分の分割共済掛金等の払込期限並びに同条第 3 項の分割共済掛金等の払込みの猶予期間及び第 142 条の 2 第 1 項の共済掛金等の払込みの猶予期間については、当該共済掛金等若しくは分割共済掛金等の払込期限又は当該猶予期間に係る分割共済掛金等若しくは共済掛金等の払込期限から 1 年を限り、当該払込期限又は当該猶予期間を延長することができる。

(更新の申込期限等の延長措置)

第 211 条の 3 災害救助法が適用された市町村の区域の全部又は一部をその区域に含む連合会は、第 93 条第 3 項の規定にかかわらず、当該市町村の区域内において建物共済の共済関係の存する建物共済加入者の当該共済関係に係る更新の申込期限については、当該共済関係に係る共済責任期間の満了の日から 1 年を限り、当該更新の申込期限を延長することができるものとし、第 97 条第 3 項の規定にかかわらず、当該延長された申込期限内に更新の申込みがあった場合についての当該更新の申込みに係る共済関係の共済掛金等の払込期限については、当該更新前の共済責任期間の満了の日から 1 年を限り、延長することができる。

(共済責任期間の開始)

第 211 条の 4 第 92 条及び第 138 条第 4 項の規定にかかわらず、前 2 条の規定により延長された第 97 条第 1 項及び第 3 項並びに第 136 条第 3 項の共済掛金等の払込期限並びに第 138 条第 2 項の第 1 回分の分割共済掛金等の払込期限並びに第 142 条の 2 第 1 項の共済掛金等の払込みの猶予期間までに当該共済掛金等又は分割共済掛金等の払込みがあった場合は、第 116 条第 1 項の書面に記載されている共済責任期間の開始日（前条の規定により延長された第 97 条第 3 項の払込期限に係る共済責任期間にあつては、更新前の共済責任期間の満了の日）の午後 4 時から当該共済掛金等又は分割共済掛金等に係る共済関係の共済責任が始まったものとみなす。

2 第 211 条の 2 の規定により延長された第 97 条第 4 項の共済掛金等の払込期限までに当該共済掛金等の払込みがあった場合については、同条第 5 項の規定は適用しない。

(共済掛金等不払の場合の共済関係の解除等)

第 211 条の 5 この連合会は、第 211 条の 2 の規定により延長された第 138 条第 3 項の分割共済掛金等の払込みの猶予期間又は第 142 条の 2 第 1 項の共済掛金等の払込みの猶予期間中に、払い込まれるべき分割共済掛金等又は共済掛金等の払込みがない場合には、当該延長された猶予期間に係る共済関係を解除するものとする。

2 前項の規定により当該延長された第 138 条第 3 項の猶予期間に係る共済関係を解除する場合にあつては第 139 条第 2 項及び第 3 項の規定を、前項の規定により当該延長された第 142 条の 2 第 1 項の猶予期間に係る共済関係を解除する場合にあつては同条第 2 項の規定をそれぞれ準用する。

3 第 211 条の 2 の規定により延長された第 136 条第 3 項の共済掛金等の払込期限までに共済掛金等の払込みがされないときは、継続申込特約は、その効力を生じないものとする。

第 2 款 農機具共済

(共済掛金等の払込期限の延長措置)

第 211 条の 6 災害救助法が適用された市町村の区域の全部又は一部をその区域に含む連合会は、第 178 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項、第 191 条第 1 項及び第 4 項、第 202 条第 3 項、

第 204 条第 2 項及び第 3 項並びに第 208 条の 2 第 1 項の規定にかかわらず、当該市町村の区域内において農機具共済の共済関係の存する農機具共済加入者の当該共済関係に係る第 178 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項、第 191 条第 1 項並びに第 202 条第 3 項の共済掛金等の払込期限並びに第 204 条第 2 項の第 1 回分の農機具分割共済掛金等の払込期限並びに第 191 条第 4 項及び第 208 条の 2 第 1 項の共済掛金等の払込みの猶予期間並びに第 204 条第 3 項の農機具分割共済掛金等の払込みの猶予期間については、当該共済掛金等若しくは農機具分割共済掛金等の払込期限又は当該猶予期間に係る共済掛金等若しくは農機具分割共済掛金等の払込期限から 1 年を限り、当該払込期限又は当該猶予期間を延長することができる。

(更新の申込期限等の延長措置)

第 211 条の 7 災害救助法が適用された市町村の区域の全部又は一部をその区域に含む連合会は、第 175 条第 3 項の規定にかかわらず、当該市町村の区域内において農機具共済の共済関係の存する農機具共済加入者の当該共済関係に係る更新の申込期限については、当該共済関係に係る共済責任期間の満了の日から 1 年を限り、当該更新の申込期限を延長することができるものとし、第 178 条第 3 項の規定にかかわらず、当該延長された申込期限内に更新の申込みがあった場合についての当該更新の申込みに係る共済関係の共済掛金等の払込期限については、当該更新前の共済責任期間の満了の日から 1 年を限り、延長することができる。

(共済責任期間の開始)

第 211 条の 8 第 174 条、第 183 条及び第 204 条第 4 項の規定にかかわらず、前 2 条の規定により延長された第 178 条第 1 項及び第 3 項、第 191 条第 1 項並びに第 202 条第 3 項の共済掛金等の払込期限並びに第 204 条第 2 項の第 1 回分の農機具分割共済掛金等の払込期限並びに第 208 条の 2 第 1 項の共済掛金等の払込みの猶予期間までに当該共済掛金等又は農機具分割共済掛金等の払込みがあった場合は、第 169 条第 1 項の書面に記載されている共済責任期間の開始日（前条の規定により延長された第 178 条第 3 項の払込期限に係る共済責任期間にあっては、更新前の共済責任期間の満了の日）の午後 4 時から当該共済掛金等又は農機具分割共済掛金等に係る共済関係の共済責任が始まったものとみなす。

2 第 211 条の 6 の規定により延長された第 178 条第 4 項の共済掛金等の払込期限までに当該共済掛金等の払込みがあった場合については、同条第 5 項の規定は適用しない。

(共済掛金等不払の場合の共済関係の解除等)

第 211 条の 9 この連合会は、第 211 条の 6 の規定により延長された第 204 条第 3 項の農機具分割共済掛金等の払込みの猶予期間又は第 208 条の 2 第 1 項の共済掛金等の払込みの猶予期間中に、払い込まれるべき農機具分割共済掛金等又は共済掛金等の払込みがない場合には、当該延長された猶予期間に係る共済関係を解除するものとする。

2 前項の規定により当該延長された第 204 条第 3 項の猶予期間に係る共済関係を解除する場合にあっては第 205 条第 2 項及び第 3 項の規定を、前項の規定により当該延長された第 208 条の 2 第 1 項の猶予期間に係る共済関係を解除する場合にあっては同条第 2 項の規定をそれぞれ準用する。

3 第 211 条の 6 の規定により延長された第 191 条第 4 項の共済掛金等の払込みの猶予期間を経過したときは、当該延長された猶予期間に係る共済関係は、当該延長された猶予期間の初日からその効力を失う。

4 第 211 条の 6 の規定により延長された第 202 条第 3 項の共済掛金等の払込期限までに共

済掛金等の払込みがされないときは、農機具継続申込特約は、その効力を生じないものとする。

第4章 損害評価会及び損害評価員

(損害評価会の設置)

第212条 この連合会に、損害評価会を置く。

- 2 損害評価会は、共済事故に係る損害の防止及び認定に関する重要事項について調査審議する。
- 3 損害評価会は、前項に規定する事項に関し学識経験を有する者のうちから、会長が総会の承認を得て選任した委員23人以内をもって組織する。

(損害評価会の委員の任期)

第213条 損害評価会の委員の任期は、3年とし、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。ただし、定数の補充によって選任された委員の任期は、退任した委員の残任期間とする。

- 2 任期満了によって退任した委員は、後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行う。

(損害評価会の会長)

第214条 損害評価会に会長を置く。

- 2 会長は、委員のうちから互選する。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代行する。

(損害評価会の部会)

第215条 損害評価会に、農作物共済部会、家畜共済部会、果樹共済部会、畑作物共済部会、園芸施設共済部会及び任意共済部会を置く。

- 2 部会に属すべき委員は、損害評価会の委員のうちから会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置く。部会長は、部会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 損害評価会においてその旨を議決したときは、部会の決議をもって損害評価会の決議とすることができる。
- 6 前条第4項の規定は、部会長について準用する。

(損害評価会の会議)

第216条 損害評価会の会議は、会長が招集する。

- 2 部会の会議は、部会長が招集する。
- 3 損害評価会の会議及び部会の会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(損害評価員)

第217条 この連合会に損害評価員130人以内を置く。

- 2 損害評価員は、会長の命を受けて、共済目的の評価、損害の認定及び損害の防止等に関する事務に従事する。
- 3 損害評価員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

(報酬)

第218条 損害評価会の委員及び損害評価員には、総会の議決により報酬その他の給与を支給する。

第5章 家畜診療所及び生産獣医療支援センター

(設置)

第219条 この連合会に、家畜診療所及び生産獣医療支援センターを置く。

- 2 家畜診療所及び生産獣医療支援センターは、家畜共済に付した家畜の診療及び損害防止を行う。
- 3 生産獣医療支援センターは、損害防止と損害防止のための農家指導を行う。
- 4 家畜診療所及び生産獣医療支援センターは、前項の事業に支障がない場合に限り、家畜共済に付していない牛、馬又は豚の診療を行うことができる。
- 5 この保険規程に規定するもののほか、家畜診療所の運営に関し必要な事項は、家畜診療所運営規則で、また、生産獣医療支援センターの運営に関し必要な事項は生産獣医療支援センター運営規則で定める。
- 6 前項の家畜診療所運営規則及び生産獣医療支援センター運営規則は、理事会において定める。

(家畜診療所運営委員)

第220条 家畜診療所及び生産獣医療支援センターの適正な運営を図るため、この連合会に家畜診療所運営委員3人を置き、総会の承認を得て、会長が委嘱する。

- 2 家畜診療所運営委員は、会長の諮問に応じて、家畜診療所及び生産獣医療支援センターの運営に関する重要事項について調査し、会長に建議する。
- 3 第213条の規定は、家畜診療所運営委員の任期について準用する。

(報酬)

第221条 家畜診療所運営委員には総会の議決により、報酬その他の給与を支給する。

第6章 雑 則

(事務の受託)

第222条 この連合会は、定款第5条の規定による保険事業及び共済事業のほか、独立行政法人農林漁業信用基金の委託を受けて、独立行政法人農林漁業信用基金が法第140条の8第1項の規定により行う組合等に対する資金の貸付け又は債務の保証の業務のうち、貸付け若しくは債務の保証の申込みの受付に関する業務、貸付金の回収に関する業務（償還金の受領に関することを除く。）又は独立行政法人農林漁業信用基金が弁済した保証債務の求償に関する業務（求償金の受領に関することを除く。）を行うことができる。

附 則（平成16年3月29日農林水産省指令15経営第7200号）

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 農作物共済に係る規定は、施行日以後に共済責任期間の開始する農作物共済の共済関係から適用するものとする。
- 3 家畜共済に係る規定は、施行日以後に共済掛金期間の開始する家畜共済の共済関係から適用するものとする。
- 4 収穫共済に係る規定は、平成17年産の果樹に係る収穫共済の共済関係から適用するものとする。
- 5 畑作物共済に係る規定は、平成16年産（ばれいしょ及び蚕繭にあつては平成17年産）の農作物及び蚕繭に係る共済関係から適用するものとする。
- 6 園芸施設共済に係る規定は、施行日以後に共済責任期間の開始する園芸施設共済の共済関係から適用するものとする。
- 7 任意共済に係る規定は、施行日以後に共済責任期間の開始する任意共済の共済関係から適用するものとする。ただし、失火見舞費用共済金に係る規定については、平成16年4月1日から適用するものとする。

附 則（平成17年7月7日認可）

この保険規程の変更は、農林水産大臣の認可のあつた日から施行する。

附 則（平成18年6月30日認可）

この保険規程の変更は、平成18年7月1日から適用する。

附 則（平成19年7月23日認可）

この保険規程の変更は、農林水産大臣の認可のあつた日から施行する。

附 則（平成20年3月27日認可）

この保険規程の変更は、農林水産大臣の認可のあつた日から施行する。

附 則（平成21年6月15日認可）

この保険規程の変更は、農林水産大臣の認可のあつた日から施行する。

附 則（平成22年3月24日認可）

- 1 この保険規程の変更は、農林水産大臣の認可のあつた日以降、平成22年4月1日から適用する。

- 2 施行日前に共済責任期間（家畜共済にあつては、共済掛金期間。以下同じ。）の開始する共済関係及び当該共済関係に係る保険関係については、なお従前の例による。ただし、次項から第5項までに規定する規定の適用については、次項から第5項までに定めるところによる。
- 3 改正後の第16条の2、第94条第2項、第103条、第112条の2、第113条第1項（第112条の2の規定による解除に係る部分に限る。）及び第2項第2号、第153条、第160条の2、第161条第1項（第160条の2の規定による解除に係る部分に限る。）及び第2項第2号、第171条第2項並びに第183条第2項の規定は、施行日前に共済責任期間の開始する共済関係及び当該共済関係に係る保険関係についても、適用する。
- 4 施行日前に共済責任期間の開始する共済関係に係る共済事故が施行日以後に発生した場合には、改正後の第119条第1項及び第2項並びに第177条第1項及び第2項の規定を適用する。
- 5 施行日前に共済責任期間の開始する共済関係に係る共済金の支払を請求する権利（施行日前に発生した共済事故に係るものを除く。）の譲渡又は差押えが施行日以後にされた場合には、改正後の第119条第3項及び第177条第3項の規定を適用する。

附 則（平成22年6月15日認可）

この保険規程の変更は、農林水産大臣の認可のあった日から施行する。

附 則（平成26年3月27日認可）

- 1 この保険規程の変更は、農林水産大臣の認可のあった日以降、平成26年4月1日から適用する。
- 2 施行日前に共済責任期間の開始する共済関係については、なお従前の例による。ただし、改正後の第165条第1項の規定は、施行日前に共済責任期間の開始する共済関係についても、適用する。

附 則（平成27年6月15日認可）

- 1 この保険規程の変更は、農林水産大臣の認可のあった日以降、平成27年7月1日から施行する。
- 2 施行日前に共済責任期間の開始する農機具共済の共済関係については、なお従前の例による。

附 則（平成28年6月14日認可）

- 1 この保険規程の変更は、農林水産大臣の認可のあった日から施行し、平成28年7月1日から適用する。
- 2 平成28年7月1日から平成29年3月31日までの期間は、変更後の第131条第1項の規定にかかわらず、この連合会は、建物総合共済の共済責任期間の開始後においても、建物共済加入者の申出により収容農産物補償特約をすることができる。
- 3 建物共済加入者は、前項の申出をしたときは、この連合会の承諾の通知が到達した日の翌日から起算して2週間以内に収容農産物補償特約に係る共済掛金及び事務費賦課金をこの連合会に払い込まなければならない。

別表第1号（第145条及び第184条関係）

農機具共済の共済目的及び耐用年数表

共 済 目 的		耐用年数
種 類	機 種	
原 動 機	モーター	7
	ガソリンエンジン・石油エンジン・ディーゼルエンジン	7
乗用トラクタ		7
耕うん 整地用機具	プラウ・すき・ロータリー・ハロー・砕土機・代かき機・均平機・畝立て機・みぞ切り機・心土破碎機（バンブレイカー）・みぞ掘り機・穴掘り機・トレンチャー・中耕除草機（カルチベーター）・歩行用トラクタ（動力耕うん機を含む。）	7
栽培管理用 機 具	たい肥散布機（マニユアスプレッダー）・石灰散布機（ライムソワー）・施肥播種機・田植機・管理機・あぜ塗り機・草刈機・移植機・肥料散布機・育苗機・簡易揚水機具・土つめ機・床土ふるい機・ポテトプランター・ミニプラント・肥料混合機・スピードプレイヤー・動力噴霧機・動力散粉機・スピードダスター・土壌消毒機・誘が灯	7
	かんがい排水機具	7
収穫調製用 機 具	自脱型コンバイン・稲麦刈取機（バインダーを含む。）・カッター・稲わら収集機（自走式のものを除く。）・収穫機（亜麻・ビート・ホップ等畑作物収穫機）・掘取機（たまねぎ・特用作物・かんしょ用掘取機を含む。）・つる切り機・茶摘採機・花摘機・茶刈込機・野菜洗浄機・清浄機・粒選機・野菜洗浄乾燥機・乾燥用バーナー	7
	ウインドローア・普通コンバイン・脱穀機・もみすり機・とうみ・乾燥機（穀物・特用作物・しいたけ用を含む。）・選果機・ワックス処理機・米選機・ラミーはく皮機・穀物水分検定器・ひょう量器・葉たばこ自動編機・ウィンチ・ベルコン調理機・自動封かん機・チューリップ選別機・自動製函機・ツリータワー・はつか蒸りゅう機・いも切機・干びょう製造機・高所作業車	7
	精米又は精麦機（研穀機・押麦機及びひき割機を含む。）	7
農産加工用 機 具	い草選別機・いわり機・畳表織機（いむしろ織り機を含む。）・花むしろ織り機・い草刈取機・剪枝機・い草分割機	7
	わら打ち機・縄ない機・縄仕上機・製筵機・蒸茶製造設備・再生茶設備	7
畜産用機具	フォーレージハーベスター・ヘーモア・ヘーコンディショナー・ヘーテッター・ヘーレーキ・ヘーベラー・ヘープレス・ヘーローダー（ベールローダー・マニユアローダーを含む。）・ヘーカッター・ヘードライヤー・ヘーエレベーター・フォーレージブロー・サイレージデストリビューター・サイレージアンローダー・自動給餌機・自動給水機・搾乳機（ミルク）・牛乳冷却機・ふ卵機・ふん尿散布機・保温機・牛乳成分検定用機械・人工授精用具・育すう機・電牧装置・カウトレーナー・ふん焼却機・ふん尿乾燥機	7
	自走式フォーレージハーベスター・自走式モアコンディショナー・自走式ヘーベラー・連続式自動牧草乾燥機・飼料粉碎機・飼料配合機・飼料成形機・カッター・脱粒機・洗卵選別機・バーンクリーナー・自動飼料かくはん機・収卵用機具	7
養蚕用機具	条桑刈取機・抜根機・暖房機	7
	蚕（稚蚕・壮蚕）用自動飼育装置・稚蚕飼育用温湿度自動調整装置・ご桑機・動力条払機・自動収繭毛羽取機・自動収繭機・繭毛羽取機	7
運搬用機具	農用舟・トレーラー・運搬車・フロントローダー・単軌条用運搬機（モノレールカー）	7

別表第2号 (第184条関係)

農機具更新共済の共済責任期間

種類	機種	共済責任期間 (年)			
		3	5	6	7
原動機	モーター	3	5	6	7
	ガソリンエンジン・石油エンジン・ディーゼルエンジン	3	5	6	7
乗用トラクタ		3	5	6	7
耕うん整地用機具	プラウ・すき・ロータリー・ハロー・砕土機・代かき機・均平機・畝立て機・みぞ切り機・心土破碎機・(バンブレーカー)・みぞ掘り機・穴掘り機・トレンチャー・中耕除草機(カルチベーター)・歩行用トラクタ(動力耕うん機を含む。)	3	5	6	7
栽培管理用具	たい肥散布機(マニユアスプレッダー)・石灰散布機(ライムソワー)・施肥播種機・田植機・管理機・あぜ塗り機・草刈機・移植機・肥料散布機・育苗機・簡易揚水機具・土つめ機・床土ふるい機・ポテトプランター・ミニプラント・肥料混合機・スピードスプレイヤー・動力噴霧機・動力散粉機・スピードダスター・土壤消毒機・誘が灯	3	5	6	7
	かんがい排水機具	3	5	6	7
収穫調整用具	自脱型コンバイン・稲麦刈取機(バインダーを含む)・カッター・稲わら収集機(自走式のものを除く)・収穫機(亜麻・ビート・ホップ等畑作物収穫機)・掘取機(たまねぎ・特用作物・かんしょ用掘取機を含む)・つる切り機・茶摘採機・花摘機・茶刈込機・野菜洗浄機・清浄機・粒選機・野菜洗浄乾燥機・乾燥用バーナー	3	5	6	7
	ウインドローア・普通コンバイン・脱穀機・もみすり機・とうみ・乾燥機(穀物・特用作物・しいたけ用を含む)・選果機・ワックス処理機・米選機・ラミーはく皮機・穀物水分検定器・ひょう量器・葉たばこ自動編機・ウィンチ・バルコン調理機・自動封かん機・チューリップ選別機・自動製函機・ツリータワー・はつか蒸りゆう機・いも切機・干びょう製造機・高所作業車	3	5	6	7
	精米又は精麦機(研穀機・押麦機及びひき割機を含む。)	3	5	6	7
農産加工用具	い草選別機・いわり機・畳表織機(いむしろ織り機を含む)・花むしろ織り機・い草刈取機・剪枝機・い草分割機	3	5	6	7
	わら打ち機・縄ない機・縄仕上機・製筵機・蒸茶製造設備・再生茶設備	3	5	6	7
畜産用具	フォーレージハーベスター・ヘーモア・ヘーコンディショナー・ヘーテッター・ヘーレーキ・ヘーベラー・ヘープレス・ヘーローダー(バールローダー・マニユアローダーを含む)・ヘーカッター・ヘッドライヤー・ヘーエレベーター・フォーレージプロア・サイレージデストリビューター・サイレージアンローダー・自動給餌機・自動給水機・搾乳機(ミルクカー)・牛乳冷却機・ふ卵機・ふん尿散布機・保温機・牛乳成分検定用機械・人工授精用具・育すう機・電牧装置・カウトレーナー・ふん焼却機・ふん尿乾燥機	3	5	6	7
	自走式フォーレージハーベスター・自走式モアコンディショナー・自走式ヘーベラー・連続式自動牧草乾燥機・飼料粉碎機・飼料配合機・飼料成形機・カッター・脱粒機・洗卵選別機・バーンクリーナー・自動飼料かくはん機・収卵用具	3	5	6	7
養蚕用具	条桑刈取機・拔根機・暖房機	3	5	6	7
	蚕(稚蚕・壮蚕)用自動飼育装置・稚蚕飼育用温湿度自動調整装置・ざ桑機・動力条払機・自動収繭毛羽取機・自動収繭機・繭毛羽取機	3	5	6	7
運搬用具	農用舟・トレーラー・運搬車・フロントローダー・単軌条用運搬機(モノレールカー)	3	5	6	7

別表第3号 (第170条関係)

経年減価残存率表

耐用 年数 経過 年数	7年
1年未満	100%
1年	87.14
2年	74.29
3年	61.43
4年	48.57
5年	35.71
6年	22.86
7年	10.00